

第一に、借地権の存続期間を、原則として、当初は三十年、更新後は十年とすることとする。
第二に、借地・借家関係の解消の要件となっている正当の事由の判断要素として、貸し主及び借り主が使用を必要とする事情のほか、従前の経緯、土地・建物の利用状況等を明示することとする。

第三に、一定の要件のもとに、更新のない借地権という性格を有する定期借地権の制度を導入することとする。

第四に、貸し主に転勤等のやむを得ない事情がある場合には、確定期限で終了する借家関係を認める期限つき借家の制度を導入することとする。
第五に、この法律の施行前に既に存在する借地・借家関係については、この法律の更新関係の規定は適用しないものとする。

次に、民事調停法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地代賃の額の増減請求事件について、調停手続の積極的な活用により適正かつ迅速な解決を図ろうとするもので、その主な内容は、第一に、地代及び借り賃についての紛争がある場合に、原則として調停を経なければ、訴訟を提起することができないとする調停前置主義をとることとする。

第二に、当事者間に調停委員会の決定に従う旨の書面による合意は調停の申し立て後にないで申し上げます。

両案は、第百一十回国会に内閣から提出され、

借地借家法案については、四月二十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、委員会においては、両案を一括して議題とし、四月二十六日に左藤法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行いましたが、これを終了するに至らず、今国会に継続審査となっていたものであります。

今国会においては、公聴会を開会し八名の公述人から意見を聴取る等、慎重審査を行い、昨十日質疑を終了したところ、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案により、借地借家法案に対し、借地契約の更新後の存続期間を、最初の更新に限り二十年とするとともに、本案における用語を統一するため、借家関係の諸規定から「又は収益」の字句を削除する旨の修正案及び民事調停法の一部を改正する法律案に対し、調停委員会の決定に従う旨の当

事者間の書面による合意は調停の申し立て後になされたものに限ることとする等の修正案が提出されました。

次いで、討論を行い、採決の結果、借地借家法案

は、修正案は全会一致をもって可決され、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、民事調停法の一部を改正する法律案について、修正案は全会一致をもって可決され、修

正案は修正議決すべきものと決しました。

なお、借地借家法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。
まず、日程第二につき採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第三につき採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び政党助成法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑(前会の続)

この原則こそ、民主的で公正な選挙の基本であることは、世界の歴史の中で、この原則を現実のものにするために先人たちがいかに血のにじむような努力を続けてきたかを見ても明らかです。女性の参政権を獲得するため闘つてきた平塚らいうや山川菊美、市川房枝、そして黒人の参政権獲得のために、アメリカではマルチン・ルーサー・キング牧師は文字どおり命をかけました。実は、こうした人々の努力は一票の格差是正を目的としていたと考えることができます。男性の一票に対して、かつて女性に与えられた票はゼロでありました。これは男女間の格差です。白人の一票に対して黒人の票もゼロでした。これは人種間格差です。そして、今私たちが問題にしている

○秋葉忠利君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、いわゆる政治改革関連三法案について、反対の立場から質問を行います。(拍手)
この三法案の中でも、特に公職選挙法改正案は、現代の世界に生きる人間にとつて最も基本的な権利の一つである選挙権に大きな変更を加えよ

のは地域間格差です。東京八区に住む人の「一票を一とすると、神奈川四区に住む有権者の「一票の価値は〇・三にしかなりません。〇・三は四捨五入すればゼロになります。このように、四捨五入すると東京八区に比べて「一票の価値がゼロになる選挙区が現在三十五もあります。私の選挙区である広島一区もその一つであります。海部総理の愛知三区もしかりです。広島一区は、原爆による人口の急減少がそのまま現在の定数として凍結されています。一人一票同価値の原則が守られていれば、「ヒロシマの心」をもつと世界に広げることができたのではないか、被爆者援護法はもつと早く制定されていたのではないか、そう考える被爆者の無念さを晴らすためにも、一刻も早い定数は正とすべきではないか、そこまで思えます。

この格差を是正するはずの政府提案では、高知

三区の一票に比べて一票の価値が四捨五入するとゼロになる選挙区が二十七もあります。格差は二倍未満という原則、これを言いかえると、最小選挙区に比較して一票の価値が四捨五入するとゼロになるような格差は許さないという原則であります。そして、この原則には、四捨五入といふ概念、そしてゼロはより小さいという数学的な裏づけがあります。(拍手)二十七もの選挙区で四捨五入すると一票の値がゼロになるにもかかわらず、基本的には格差がなくなったと主張する海部

総理には、御自分の主張が意味を持つのだという数学的根拠を示す責任があると考えますが、総理、数学的根拠はどこにあるのでしょうか。

解消されない点も大きな問題ですが、政府案によ

る選挙制度が導入されるとそれ以上に深刻な格差が生じます。それは政党間格差であります。昨年衆議院選挙の結果をもとに、政府案による選挙区が四八%の得票率で、何と全議席の七八%を得るこの理由は何なのか、因果関係を明確にした上でお答えいただきたいと思います。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にある

ことになります。野党を全部合わせると、五二%の得票率で議席は一二%。自民党に投票すれば、そ

の票はバブルのように膨れ上がり、野党支持者の票の三・九倍にもなってしまうのです。さらに、

万一千の制度が導入されれば、次回の選挙で与野

党間の政党格差が一層広がることは必定です。最高三・三四倍の地域格差を是正するために、三・九倍の格差、それより大きい格差を導入しようと思

うと踏みにじるものであることは言うまでもあります。

それで、一体、それだまさる、それ以上に大

きなどんなん目的のためにこの制度を導入しようとしているのか、具体的に總理にお答えいただきたい

と思います。そして、それらの目的が、どのように

思ひます。

この選挙制度が、一人一票同価値という原則を示せん。

それでは、一体、それだまさる、それ以上に大き

いなどんなん目的のためにこの制度を導入しようとしているのか、具体的に總理にお答えいただきたい

と思います。

しかししながら、比例代表制以外の制度が全く無

価値かというと、そんなことはありません。例え

ば、衆議院では比例代表制を採用して民意を正確

に反映させ、参議院では、例えば一極集中の弊害

を是正するために、四十七都道府県から各二名の

議員を選ぶような制度も検討の余地があると思

ます。

しかしながら、今回の提案では、このような全

く離れてはならないのか、客觀性のある根拠を示

していただきたいと思います。(拍手)

しかも、地域間格差は時とともに変わります。

人口の増減が全国一律ではないからであります。

悪化した地域間格差を解消するため、政府案で

は衆議院議員選挙区画定審議会を設置することに

しています。仮にこの審議会が効果的に機能する

ものなのであれば、選挙制度全体を変える以前に

まずこの審議会を設置すべきなのではないでしょうか。それが第百四国会における衆議院議員の質疑

は正に関する決議の精神に沿い、一人一票同価値

が生じます。それは政党間格差であります。昨年

の衆議院選挙の結果をもとに、政府案による区割りを使つた毎日新聞の試算によれば、自民党は、

か、そして万二、並立制とあわせて設置しなけれ

ばこの審議会が機能しないというのであれば、そ

の理由は何なのか、因果関係を明確にした上でお

答えいただきたいと思います。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最

大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にある

ことは、十分おわかりいただけたと思います。そ

して、一人一票同価値の原則を守るために、ま

た、政党本位の選挙を行うためにも、比例代表制

が最もふさわしい制度であることも世界の常識で

あります。

しかしながら、比例代表制以外の制度が全く無

価値かというと、そんなことはありません。例え

ば、衆議院では比例代表制を採用して民意を正確

に反映させ、参議院では、例えば一極集中の弊害

を是正するために、四十七都道府県から各二名の

議員を選ぶような制度も検討の余地があると思

ます。

しかしながら、今回の提案では、このような全

く離れてはならないのか、客觀性のある根拠を示

していただきたいと思います。(拍手)

しかも、地域間格差は時とともに変わります。

人口の増減が全国一律ではないからであります。

悪化した地域間格差を解消するため、政府案で

は衆議院議員選挙区画定審議会を設置することに

しています。仮にこの審議会が効果的に機能する

ものなのであれば、選挙制度全体を変える以前に

まずこの審議会を設置すべきなのではないですか。それが第百四国会における衆議院議員の質疑

は正に関する決議の精神に沿い、一人一票同価値

が生じます。それは政党間格差であります。昨年

の衆議院選挙の結果をもとに、政府案による区割りを使つた毎日新聞の試算によれば、自民党は、

か、そして万二、並立制とあわせて設置しなけれ

ばこの審議会が機能しないというのであれば、そ

の理由は何なのか、因果関係を明確にした上でお

答えいただきたいと思います。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最

大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にある

ことは、十分おわかりいただけたと思います。そ

して、一人一票同価値の原則を守るために、ま

た、政党本位の選挙を行うためにも、比例代表制

が最もふさわしい制度であることも世界の常識で

あります。

しかしながら、比例代表制以外の制度が全く無

価値かというと、そんなことはありません。例え

ば、衆議院では比例代表制を採用して民意を正確

に反映させ、参議院では、例えば一極集中の弊害

を是正するために、四十七都道府県から各二名の

議員を選ぶような制度も検討の余地があると思

ます。

しかしながら、今回の提案では、このような全

く離れてはならないのか、客觀性のある根拠を示

していただきたいと思います。(拍手)

しかも、地域間格差は時とともに変わります。

人口の増減が全国一律ではないからであります。

悪化した地域間格差を解消するため、政府案で

は衆議院議員選挙区画定審議会を設置することに

しています。仮にこの審議会が効果的に機能する

ものなのであれば、選挙制度全体を変える以前に

まずこの審議会を設置すべきなのではないですか。それが第百四国会における衆議院議員の質疑

は正に関する決議の精神に沿い、一人一票同価値

が生じます。それは政党間格差であります。昨年

の衆議院選挙の結果をもとに、政府案による区割りを使つた毎日新聞の試算によれば、自民党は、

か、そして万二、並立制とあわせて設置しなけれ

ばこの審議会が機能しないというのであれば、そ

の理由は何なのか、因果関係を明確にした上でお

答えいただきたいと思います。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最

大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にある

ことは、十分おわかりいただけたと思います。そ

して、一人一票同価値の原則を守るために、ま

た、政党本位の選挙を行うためにも、比例代表制

が最もふさわしい制度であることも世界の常識で

あります。

しかしながら、比例代表制以外の制度が全く無

価値かというと、そんなことはありません。例え

ば、衆議院では比例代表制を採用して民意を正確

に反映させ、参議院では、例えば一極集中の弊害

を是正するために、四十七都道府県から各二名の

議員を選ぶような制度も検討の余地があると思

ます。

しかしながら、今回の提案では、このような全

く離れてはならないのか、客觀性のある根拠を示

していただきたいと思います。(拍手)

しかも、地域間格差は時とともに変わります。

人口の増減が全国一律ではないからであります。

悪化した地域間格差を解消するため、政府案で

は衆議院議員選挙区画定審議会を設置することに

しています。仮にこの審議会が効果的に機能する

ものなのであれば、選挙制度全体を変える以前に

まずこの審議会を設置すべきなのではないですか。それが第百四国会における衆議院議員の質疑

は正に関する決議の精神に沿い、一人一票同価値

が生じます。それは政党間格差であります。昨年

の衆議院選挙の結果をもとに、政府案による区割りを使つた毎日新聞の試算によれば、自民党は、

か、そして万二、並立制とあわせて設置しなけれ

ばこの審議会が機能しないというのであれば、そ

の理由は何なのか、因果関係を明確にした上でお

答えいただきたいと思います。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最

大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にある

ことは、十分おわかりいただけたと思います。そ

して、一人一票同価値の原則を守るために、ま

た、政党本位の選挙を行うためにも、比例代表制

が最もふさわしい制度であることも世界の常識で

あります。

しかしながら、比例代表制以外の制度が全く無

価値かというと、そんなことはありません。例え

ば、衆議院では比例代表制を採用して民意を正確

に反映させ、参議院では、例えば一極集中の弊害

を是正するために、四十七都道府県から各二名の

議員を選ぶような制度も検討の余地があると思

ます。

しかしながら、今回の提案では、このような全

く離れてはならないのか、客觀性のある根拠を示

していただきたいと思います。(拍手)

しかも、地域間格差は時とともに変わります。

人口の増減が全国一律ではないからであります。

悪化した地域間格差を解消するため、政府案で

は衆議院議員選挙区画定審議会を設置することに

しています。仮にこの審議会が効果的に機能する

ものなのであれば、選挙制度全体を変える以前に

まずこの審議会を設置すべきなのではないですか。それが第百四国会における衆議院議員の質疑

は正に関する決議の精神に沿い、一人一票同価値

が生じます。それは政党間格差であります。昨年

の衆議院選挙の結果をもとに、政府案による区割りを使つた毎日新聞の試算によれば、自民党は、

か、そして万二、並立制とあわせて設置しなけれ

ばこの審議会が機能しないというのであれば、そ

の理由は何なのか、因果関係を明確にした上でお

答えいただきたいと思います。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最

大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にある

ことは、十分おわかりいただけたと思います。そ

して、一人一票同価値の原則を守るために、ま

た、政党本位の選挙を行うためにも、比例代表制

が最もふさわしい制度であることも世界の常識で

あります。

しかしながら、比例代表制以外の制度が全く無

価値かというと、そんなことはありません。例え

ば、衆議院では比例代表制を採用して民意を正確

に反映させ、参議院では、例えば一極集中の弊害

を是正するために、四十七都道府県から各二名の

議員を選ぶような制度も検討の余地があると思

ます。

しかしながら、今回の提案では、このような全

く離れてはならないのか、客觀性のある根拠を示していただきたいと思います。(拍手)

この格差を是正するはずの政府提案では、高知三区の一票に比べて一票の価値が四捨五入するとゼロになる選挙区が二十七もあります。格差は二倍未満という原則、これを言いかえると、最小選挙区に比較して一票の価値が四捨五入するとゼロになる

ことになります。野党を全部合わせると、五二%の得票率で議席は一二%。自民党に投票すれば、その票はバブルのように膨れ上がり、野党支持者の票の三・九倍にもなってしまうのです。さらに、

一万一千の制度が導入されれば、次回の選挙で与野党間の政党格差が一層広がることは必定です。さらに、

高三・三四倍の地域格差を是正するために、三・九倍の格差、それより大きい格差を導入しようとすれば、その結果、矛盾に満ち満ちています。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にあることは、十分おわかりいただけたと思います。そ

して、一人一票同価値の原則を守るために、また、政党本位の選挙を行うためにも、比例代表制が最もふさわしい制度であることを世界の常識であります。

しかしながら、比例代表制以外の制度が全く無価値かというと、そんなことはありません。例え

ば、衆議院では比例代表制を採用して民意を正確に反映させ、参議院では、例えば一極集中の弊害を是正するために、四十七都道府県から各二名の議員を選ぶような制度も検討の余地があると思

ます。

しかしながら、今回の提案では、このような全く離れてはならないのか、客觀性のある根拠を示していただきたいと思います。(拍手)

この格差を是正するはずの政府提案では、高知三区の一票に比べて一票の価値が四捨五入するとゼロにな

る 것입니다。野党を全部合わせると、五二%の得票率で議席は一二%。自民党に投票すれば、その票はバブルのように膨れ上がり、野党支持者の票の三・九倍にもなってしまうのです。さらに、

一万一千の制度が導入されれば、次回の選挙で与野党間の政党格差が一層広がることは必定です。さらに、

高三・三四倍の地域格差を是正するために、三・九倍の格差、それより大きい格差を導入しようとすれば、その結果、矛盾に満ち満ちています。

これまでの問題提起から、小選挙区制の持つ最大の欠陥が一人一票同価値の原則を破る点にあることは、十分おわかりいただけたと思います。そ

して、一人一票同価値の原則を守るために、また、政党本位の選挙を行うためにも、比例代表制が最もふさわしい制度であることを世界の常識であります。

しかしながら、比例代表制以外の制度が全く無価値かという

が開け、政治が活性化されるという理由は何なのか。因果関係を明確に、かつ同譜反復にならないようお答えいただきたいと思います。

さて、自治省のパンフレットも海部総理も、中選挙区制による選挙には金がかかると述べています。しかしながら、戦後の選挙すべてにおいて、法定選挙費用を超えた報告はなされていない上、今回の改革案の中には、法定選挙費用は高過ぎるからこれを低くしようという提案は含まれておらずません。ということは、選挙に金がかかるとは、少なくとも一部の政治家において法定選挙費用を超えた選挙費用が日常茶飯事になつていることを意味します。本当にそななかどうか、自治大臣に伺いたい。

さらに、もじこととおりであれば、自治大臣は、違反の可能性のある候補者について具体的な調査を行うデータを集めることでよいか。もし調査がしそうであれば、その結果を公表していたい。どの党に属するだれが、どのような方法でどのくらい金を集め、それをどのように使つたのか、国民には知る権利があります。もし調査やデータの収集を行わずに、単なる印象や伝聞によって金がかかると決めつけ、それを大目標にしてこれほど大がかりな法律改正をしようとするのなら、それは体温もかららずに大手術をしようとしている医師と全く同じです。無責任な暴挙にほかなりません。(拍手)

リカルト事件に端を発した政治の腐敗は、最近でも、大臣の秘書による不正融資あつせん、建設大臣、自治大臣の申告漏れ、自民党政派領袖の違法献金等、自民党政派として毎日のように報道されています。(拍手)國民が望ん

でいるのは、こうした非倫理的な行為が政治の世界から一掃されることであります。しかしながら、法定選挙費用を「一掃するため」の政治倫理法案は含まれておりません。

今回上程されている三法案の中には、こうした政治的腐敗を「一掃するため」の政治倫理法案は含まれておりません。が現在の政治の仕組みにあると述べ、問題を選挙制度にすりかえています。もし人と制度両方に問題があるのなら、政治倫理法と制度を変える法律両方を上程するのが当然です。もし人と制度両方に問題がないとしても改めなければならない問題が現れるのであるから、制度だけ変えようとしているのは、人の側、政治家の側、その不祥事が起きたのは、彼らが悪いのではなく制度が悪いからだと言うのと同じことです。言葉では何と言おうとも、政治倫理法案を上程していいという事実がこのことを離弁に物語っています。

(拍手)このからくりで、これまで不祥事にかかわった人々はすべて清廉潔白の士だということになってしまったのです。すなわち、政治改革法案は、悪徳政治家に対する政府が発行する免罪符にはなりません。海部総理、今回、他の法案に先駆けて政治倫理法案を出さなかつた理由がほかにあります。(拍手)

最後に、海部総理、免罪符を発行するとともに、自民党政派をその目的とする政治改革三法案を即刻取り下げ、後世から、党利党略に相として記憶される道をお選びになるおつもりはありませんでした。

また、定数格差の是正を目的としておるわけでありますから、今後國民の政治に対する信頼を確立するためには、今の結果に従つた票で行っていけば価値の是正の問題も解決できますし、もし

内閣総理大臣(海部俊樹君) 秋葉議員にお答えをいたします。

一人一票同価値のことについていろいろお話しになりました。全く「イコール」という完全無欠なことは、これは理想であることはよく私も承知しておりますが、原則として「一対二」の範囲というものを決めてその中に価値を求めようと、こうしたわけであります。衆議院の定数は正に二ついては、政府は、選挙制度審議会の答申の中の投票価値の平等の要請にもこたえることができるものと、こう思って諮問をし、審議をしてもらつたのであります。四捨五入するとゼロになるとというのも、これは数学的には言える言葉かもしませんが、一票をいかにしてもゼロにするというような発想は我が方には全くございません。できるだけ原則一対二未満に入れたいという努力をしたわけであります。

根拠を示せということですが、全国の議員一人当たり人口の三分の二から三分の四までとするといふ基準を設けて作業を行つたのであります。が、議員一人当たり人口が全国の議員一人当たり人口の三分の二を下回るところも現実としてあつたわけでありますので、結果として格差は「一対一・一四六」となつたところが一番開いたところであった、こうしたことになりました。しかし、大幅に価値が統一してきたことだけはどうぞ率直にお認めをいただきたいと思います。

また、定数格差の是正を目的としておるわけでありますから、今後國民の政治に対する信頼を確立するためには、今の結果に従つた票で行っていけば価値の是正の問題も解決できますし、もし

衆議院選挙区画定審議会が機能を果たすなら、なぜこの設置だけを切り離して法律をつくらないのか、並立制の導入と同時に設置しなければ機能しないというその理由はというお尋ねがありましたが、将来の選挙区間の人口の異動に伴い投票価値の不均衡は正を行つとすれば、必ず区域の改定を行わなければなりません。そのため、中立公判など第三者機関として区割りの改定案を作成する選挙区画定審議会を設置するということを今回三法案の中に書き込んでお願いしておるのでありますから、制度がスタートすればこの画定審議会も同時にスタートするよう法律においてお願いをしておるわけであります。

また、機能と特徴、衆議院と参議院の二院の違いをどう見るかということですが、これはいろいろな違いござります。そうしてまた、スローガン的にいろいろなことがきょうまで言われてきました。私は、「まるごと議事の公正と慎重を期するために設けられたのがまず二院制の本質であろう」と思います。したがつて、要は国民のために慎重な審議を衆議院もやり、参議院もやる。もう一つの面では、第一院としての衆議院は解散その他の問題もござります。活動できなくなつた場合にも、どのように民主的に国務を処理するかという実質的な必要にこたえるためにも参議院の制度が置かれておるもの、これは憲法を読んで私もそのように判断しております。

小選挙区比例代表の並立制、衆議院の持つべき特徴からいってどうなんだおっしゃいましたが、小選挙区制は民意の変化が敏感に議席数に反映するものであります。そして、比例代表制を並立させることによって少数意見の国政への反映に

官 報 (号 外)

も配慮しようとしておるものであります。政党本位の選挙を実現するために最も適当な制度と考えて、提出しておるものであります。議会制民主主義というものは政党政治であり、衆議院というのは特に政権を争う政党間の政策論議の場であるはずであります。その衆議院議員を選ぶ選挙もまた政党間の政策論争が中心になってくるべきものと私は認識をいたしております。

うなことにしたらどうかとおっしゃいますが、これは今本当の意味で議会制民主主義を政党政治にしてみたいと、強い願いからとの三法案をお願いしておるのであり、改革をするためには根源にさかのぼった制度の問題にもいきませんと、個人個人の問題だけを云々しておったのではいけないといふ認識に立つて、審議会の答申等も踏まえ、三法案を提出したわけでありますので、どうか御議論をお聞きいただき、御協力いただきたいと考えております。(拍手)

最後に、法定選舉費用の問題についての公選法の二百四十六条あるいは二百四十七条规定にかかる問題についてはどうだというお話をありました。が、これは御承知のように都道府県の選舉管理委員会の所掌事務でありますし、私の方は調査権もございませんが、選舉運動費用の收支報告においては法定額を超えて提出された例は承知いたしておりません。

決意があるんでしょうか。もしあなたがまじめに政治改革を國民に語りかけようとするならば、あなた自身で海部内閣の身辺整理を行うべきであります。さきに明らかになつたとおり、政治改革担当大臣である吹田自治大臣の脱税問題、いつも身辺に疑惑が漂い続け、国会のたびに陳謝を繰り返す大塚建設大臣、秘書が秘書がと言ひ続ける橋本大蔵大臣、これらを整理しないで、あなたが今國民の前に政治改革を語る資格なしと言わざるを得ません。(拍手)

て、議会と行政府の関係というものは質が違つておりますし、我が国は議院内閣制でござりますから、そういう意味で、アメリカの小選挙区制度とその当選率、再選率の問題が必ずしも妥当とするものとは考えておりませんし、また、選挙のたびにいろいろなところで新人候補が立候補され、それによって交代が起ることも、これは世界共通の原則であろうと思っております。

また、政治倫理法案の問題につきましては、政治倫理が政治改革の第一歩であるということは、

うなことにしたらどうかとおっしゃいますが、これは今本当の意味で議会制民主主義を政党政治にしてみたいと、強い願いからとの三法案をお願いしておるのであり、改革をするためには根源にさかのぼった制度の問題にもいきませんと、個人個人の問題だけを云々しておったのではいけないといふ認識に立つて、審議会の答申等も踏まえ、三法案を提出したわけでありますので、どうか御議論をお聞きいただき、御協力いただきたいと考えております。(拍手)

最後に、法定選舉費用の問題についての公選法の二百四十六条あるいは二百四十七条规定にかかる問題についてはどうだというお話をありました。が、これは御承知のように都道府県の選舉管理委員会の所掌事務でありますし、私の方は調査権もございませんが、選舉運動費用の收支報告においては法定額を超えて提出された例は承知いたしておりません。

決意があるんでしょうか。もしあなたがまじめに政治改革を國民に語りかけようとするならば、あなた自身で海部内閣の身辺整理を行うべきであります。さきに明らかになつたとおり、政治改革担当大臣である吹田自治大臣の脱税問題、いつも身辺に疑惑が漂い続け、国会のたびに陳謝を繰り返す大塚建設大臣、秘書が秘書がと言ひ続ける橋本大蔵大臣、これらを整理しないで、あなたが今國民の前に政治改革を語る資格なしと言わざるを得ません。(拍手)

て、議会と行政府の関係というものは質が違つておりますし、我が国は議院内閣制でございますから、そういった意味で、アメリカの小選挙区制度とその当選率、再選率の問題が必ずしも妥当するものとは考えておりませんし、また、選挙のたびにいろいろなところで新人候補が立候補され、それによって交代が起ることも、これは世界共通の原則であろうと思っております。

また、政治倫理法案の問題につきましては、政治倫理が政治改革の第一歩であるということは、私も何回も申し上げてきました。所信表明演説でも申してきました。だからこそ、政治倫理に関する議員の資産公開法を自民党は国会に出しておありますし、党自体においては議員自身の問題も厳しく戒めておりますし、また院における政治倫理審査会とかその運用とか強化の問題は座長試案まで出していろいろと努力をしておりますので、事柄の性質上、国会の最高機関としての各党の皆さん方のお話し合いによってその問題を進めていただきたく思うところでございます。

三法案を即刻取り下げたらどうか、名が残るよ

〔國務大臣吹田侃君登壇〕
○國務大臣(吹田侃君) お答えいたします。
—中選挙区制では選挙に金がかかるという根拠を述べよということをございましたが、現行制度のもとでは、日常の政治活動、これはお互いがやっているわけですが、この日常の政治活動のもろもろの運動といふものは政治家個人の責任で対処しなければならない面が多いわけであります。その結果、資金の調達も個人が中心となりますが、そのためには、同じ選挙区で複数の候補を立てるといふにしなければ、これは政権党にはなり得ません。そういうことを考えてまいりますと、候補者個人間の競争による支出も増加することになるわけでありますし、また、正確に数字を示せませんが、いうことをおっしゃいましたが、それはなかなか困難な問題であります。政策本位、政党本位の制度が実現すれば、政治活動や選挙は政党中心になりますので、政治家個人の負担は減ることになることは、これはもう間違いないと思つております。候補者同士が個人的に競争するというようななことは、この支出の増大は避けることができると思っております。

いましたが、私のこうした関係しておる企業について、その関係の企業の職員が私の方に手伝いしてくれたということについては、従来は、長い十数年間は了解をいただいておったということで、実は税務調査の上ではこれは理解をいただいておったものですから、私も、いいものだ、こういうふうに思つておりましたら、今回の指摘を受けましたから、これは昨日申し上げましたように、正しくこの問題についてはけじめをつけて、四月にきちっといたしたわけですが、いずれにいたしましても、決して、これは弁解になりますし、いいことはありませんから、今後そういうことのないよう気をつけでまいる、こういう考え方でありますので、御了解願いたいと存じます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三野優美君。

〔三野優美君登壇〕

○三野優美君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、議題となつております政治改革関連三法案について、海部総理に質問をいたします。

海部総理、あなたは政治改革を本気で取り組んで

私は、まず質問の冒頭に、この海部内閣自身の身辺整理を強く求め、あなたの政治姿勢についての所信を求めるものであります。

さて、政治改革が議論となりましたその理由は、言うまでもなくロッキーード、そしてリクルート事件問題にその端を発し、政治家をめぐる贈収賄不祥事件が後を絶たず、国民の政治不信が高まる中で今日の緊急課題となつたのであります。

政治改革の第一は、政治資金の調達方法であります。

政治資金の収入には三つの方法があるであります。一つは、政治団体の構成員による党費及び出版物等の事業活動の直接収入であります。二つ目には、企業からの政治献金。三つ目には、支持者による個人献金であります。このうち、問題は企業献金なのであります。国民の政治不信の最大の原因は、後を絶たない政治家による汚職事件であります。これらをいかに断つことができるのか、これこそが政治不信の解消、信赖回復の第一の道であることを申し上げます。

ちなみに、戦後国会議員の連座した贈収賄事件を見ますると、昭和二十四年の昭和電工疑惑事件を見ますと、昭和二十四年の昭和電工疑惑事件

平成三年九月十一日 衆議院会議録第七号

公職選挙法の一部を改正する法律
旨説明に対する三野優美君の質疑

に付する秋葉忠利君の聲明 公職選挙法の一語を改正する法律案外一案の趣

五

以来、近々はロッキーード、リクルートに至るまで十六件、四十二名に及ぶのであります。また、地方政界、行政機関にも多くの事件が數えられます。これら政界と行政機関の汚職事件は、政財官の癒着のあらわれであり、今日の政治不信、議会制民主主義の危機をもたらしたのであります。

今指摘した国会議員の連座事件、十六件、四十二名は、そのすべてが企業による政治献金ばかりなのであります。個人献金による汚職事件は一件も見ないのであります。これは何を意味するのか。人にはそれぞれの異なる趣味や人生觀がありましょう。しかし、企業にあっては、その大小や業種別、また設立過程の経緯を問わず、利潤をいかに生むかがその設立目的であります。したがつて、企業に利潤追求の論理が貫徹している限り、企業が政界や政治家に献金する場合、その金額の多少を問わず、常に何らかの便益を求めるのは当然の帰結であります。過去これらの事件が示すとおり、企業による政治献金をやめない限り、第二、第三のロッキーード、リクルート事件は後を絶たないのであります。

海部総理は、企業もまた社会的存在であり、取扱を明確にすれば問題なしと答弁をしてまいられました。以上私が指摘したことの事実をどのように受けとめられますか。あなたの見解を求めておきたいと思います。(拍手)

さて、本法案は、このような事実があるにもかかわらず、企業献金をやめるどころか、損金算入の枠を広げ、結果としてはさらに企業献金を拡大しようと/orするものであります。我が党初め野党の多くは、政治が公的なものであるだけに、政党及び政治家の政治活動に國の積極的援助があつてし

かるべきであると主張してまいりました。同時に、汚職の根源である企業による政治献金は一切方政界、行政機関にも多くの事件が数えられます。これら政界と行政機関の汚職事件は、政財官の癒着のあらわれであり、今日の政治不信、議会制民主主義の危機をもたらしたのであります。

今指摘した国会議員の連座事件、十六件、四十二名は、そのすべてが企業による政治献金ばかりなのであります。これは、汚職、腐敗の根源を断ち切らないまま国民の税金を大幅に支出し、結果は選挙が金まみれとなり、政治が堕落の道を歩むものであります。政界と政治家を金の泥沼に押し込み、政治は力なり、力は金なり、この金権権力政治の延長、拡大にはなりません。したがつて、本法案は到底国民の納得するものではないことを申し上げ、直ちに撤回を求めるものであります。

(拍手)

政治活動に必要な資金は、公的な資金、党員による党費及び事業収入、一般大衆による個人献金に限るべきであります。今、緊急を要することとは、政治家が選挙や政治活動に多くの金を使わない仕組み、その制度をつくることであります。第一、第二、第三のロッキーード、リクルート事件は後を絶たないのであります。

海部総理は、企業もまた社会的存在であり、取扱を明確にすれば問題なしと答弁をしてまいられました。以上私が指摘したことの事実をどのように受けとめられますか。あなたの見解を求めておきたいと思います。(拍手)

さて、本法案は、このような事実があるにもかかわらず、企業献金をやめるどころか、損金算入の枠を広げ、結果としてはさらに企業献金を拡大しようとするものであります。我が党初め野党の多くは、政治が公的なものであるだけに、政党及び政治家の政治活動に國の積極的援助があつてし

という世間の批判そのままの実態であります。

ところが一方、昭和六十一年七月総選舉以来、公選法違反による公民権停止を受けた者は二万一千七百五十一人、二回の恩赦対象者一万九千九百名となっていいます。適用率何と八七%であります。この恩赦制度は、憲法に基づいて政令で定められたものであります。時の内閣の政治的配慮も含まれた自由裁量的な運用がなされております。

中には、恩赦によって選挙へ再び立候補した者及び再び選挙運動で違反を繰り返す者もおります。これらのことを見ると、国民と国家の命運を決める選挙に対し、公選法違反者については公民権について恩赦制度を適用すべきでないという学説もござります。私もこの意見に同意するものであります。総理の見解を求めておきます。

さて、政府提出の法案の中で、小選挙区制がいかにも政治改革の柱であり、またきのうの自民党代表羽田議員も強くこのことを主張されました。もう既に指摘されているようだ、この政府案は大きな欠陥を持つておることは言つをまちません。

第一は、この制度によって多くの死票が出ることであります。法案九十五条が示すとおり、二五%得票者、有効投票の四分の一で当選者が決まります。あと七五%の多数派の意見は国政に反映しないのであります。これは民主主義そのものの否定であり、絶対に容認することはできません。

また、総理は、一人区制度によって二大政党制度を目指しておるようですが、現に自民、社会、公明、共産、民社、社民連等、それぞれ国民党の意識の反映としての思想政策集団としてこれだけ多様な要求が比例制によって正しく政治の場に反映されるのであります。この場合、選挙の結果、第一党が過半数の支持を得ない限り、連合政権しかあり得ないのであります。この連合政権樹立の過程で、お互いの党が協議し、譲るべきもの譲り、妥協点を見出すという話し合いの中で、少數意見をも包含した政権づくりが行われます。

党を抹殺しようとすることは、現実を無視した強権政治であり、民主主義への挑戦であります。このような無謀な本法案は直ちに撤回し、当面、第

百四国会における全会一致の現制度のもとにおける二対一以内の定数は正を実施すべきであります。そして、最も民主的な手法について討議、検討すべきであります。総理のこれに対する見解を求めます。

民意を正しく反映し、議会制民主主義の正常な発展のために、比例代議制度が最も正しいことは言うをまちません。この場合の批判として、政治家個人の顔が見えないという意見もあります。我が国は二院制をとっているのであります。また、政党政治が認められている以上、衆参両院の議員選出方法が、一院は比例制による政党政治

一方の二院は個人選挙の制度を採用することによって両制度の長所を活用すべきであります。この政府案を採用した場合、参議院選挙と同じ性格のものでありますから、将来は参議院無用論につながる危険性を持つておることを申し上げておきます。

私は、国民の意識が多様化した今日、それぞれの意識や政策的要請によって政党もまた多党化時代に入ることは当然であろうと思います。このような多様な要求が比例制によって正しく政治の場に反映されるのであります。この場合、選挙の結果、第一党が過半数の支持を得ない限り、連合政権しかあり得ないのであります。この連合政権樹立の過程で、お互いの党が協議し、譲るべきもの譲り、妥協点を見出すという話し合いの中で、少數意見をも包含した政権づくりが行われます。

これがこそが最も重要な民主主義の第一歩であり、ここに国民合意の政治が生まれるのであります。もし、この連合政権を不安定政権であると言つならば、それでは最も安定政権とは一体何であります。一党独裁こそ一番安定政権であります。これは、民主主義の死滅であり、国民の求めることではないのであります。不法な金権選挙による大不祥事件を次々と生み、政治的混乱をもたらし、また、政策的にも民意を反映しないものをつくり出してまいりました。その一つは、消費税の強行にあらわれてゐるのであります。

(拍手)

以上、申し上げましたが、我が国の健全な議会制民主主義を育て、日本の運命を決する選挙制度改革は、各党各議員が何物にも拘束されることなく、それこそ自由闊達な議論のもとで決定すべきであります。したがつて、本国会は、まず第百四国会の決議を実行し、同時に、企業献金の廃止、政治倫理について討議、決定されることを強く求め、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 三野議員にお答えを申し上げます。

私は、自治大臣、建設大臣の方から、いろいろきよまでのそれぞれの経過やそれにとつた措置、対応、反省の言葉を厳しく受けとめて今後とも措置するようだ、そのような税務上の問題といえ、税務署の指摘を受けるまでもなく、この経験を生かして厳しく対処されたいと指示をいたしました。二人は、そのとおりにいたしますという

ことを申し上げ、この本会議の場においても、お二人自身の口から同じ厳しい反省の発言がございました。

大蔵大臣自身は、そのことについては、私に、監督不十分の責任を痛感し、陳謝の意向の表明もありました。私は、再び不明明、不公平な証券不祥事件を起さないために、全力を挙げて法的措置

その他の対処をすることが大蔵大臣の責任のとり方である、厳しくその改革のために全力を挙げて取り組んでほしいということを指示をいたしました。そのようにしておるところでございます。

また、贈収賄事件等政治改革の問題につきまし

ては、御指摘のように、政治不信を直接引き起したのは、政治と金をめぐる不公正な取引であります。その不明朗さや額の膨張によつていわゆる不祥事件が起つたことは、御指摘のとおりと思ひます。

もとより、それは政治家の政治倫理の確立が基本でありますけれども、根本的には、政治資金の問題は、多額の政治資金の調達を強いられる政治の仕組みそのものにもその原因があると私は受けとめております。今回の政治改革は、このような問題を踏まえて、個人の政治倫理の問題はもちろんのことでありますけれども、それだけなし得ない制度的な仕組みの改革もあわせて行っていくことと、同時に、議会制民主主義の基盤をなす政党中心の公正な政治活動、選挙活動に流れを移していく

こと、というところに基本的な問題点があるものと認識し、この両方から改革を進めていこうとしておるものでございます。

また、政党に対する公的助成は、政治活動の公的性にかんがみ、あわせて制度面でも選挙や

政治活動が政党中心となりますので、これを創設

しようとするとものであり、企業や労働組合などのいわゆる団体の寄附については、選挙制度審議会において幅広い御議論が行われた上で、選挙制度の改革及び公的助成制度の創設と相まって、企

業、組合等の団体寄附は原則として政党に対するものに限ることとされます。改正案は、この審議会の答申の趣旨を尊重しておるものであります。

私は、今のままの状況で、何の改革もなされずに選挙や政治活動の大部を政治家個人が対処しているという現行制度のままのとては、政党に対する公的助成を行うことは余り意味がない

と思いますから、改革とあわせて三位一体としてこの問題は法案としてお願いをしておるところでございます。

また、恩赦の問題についてお触れになりましたが、もとより選挙違反者に対する罰則の適用は厳正に行われております。恩赦の適用については、選挙違反者を他の犯罪者と特に区別して扱うことには相当でないと認められて、一々の事案に応じて個々に取り扱うべきものと考え、またこれまでそのように扱わってきたものと報告を受けております。

選挙制度審議会の答申を踏まえ、選挙制度改革とあわせて投票価値の格差を是正を図るべく、公職選挙法の改正案を提出いたしております。この改正案をお認めいただければ、投票価値の平等の要請にもこたえることになるものと考へておりますし、また、小選挙区比例代表並立制は、審議会の答申を踏まえ、政党本位の選挙を実現するために

できるように比例代表の並立制も加えておるものでありまして、この問題に關しては、各政党や議員個々の身分に關する問題でもございますので、各党ともそれいろいろ御議論をいただき、御協力をいただきたいと思います。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 井上義久君。

○井上義久君 私は、公明党・国民会議を代表し、ただいま議題となりました政治改革関連三法案について、總理並びに関係閣僚に質問をいたします。

三年前のリクルート事件を契機として、国民の政治不信はきわみに達し、政治改革の世論に高揚いたしました。今や、この政治改革の世論にこたえることは、政治家にひとしく課せられた最重要の課題であります。リクルート事件が提起されたものは、政治家と金、とりわけ企業献金を媒介とした政治家と企業の癒着にどうメスを入れるかということでありました。したがつて、政治改革の出発点は、まず政治倫理の確立であり、政治資金の規制強化、腐敗防止でなければならないと思ひます。ところが、政府・自民党は、

政治に金がかかるのは選挙に金がかかる過ぎるからだ、だから選挙制度を変えなければこの問題は解決しないと問題をすりかえ、自分たちに都合のいい小選挙区比例代表並立制の導入に道を開こうとしているのであります。

總理、政治不信のあるところでは、いかなる改革も党利党略としか受けとめられません。まず政治倫理を確立し、政治不信を解消してから選挙制

度改革に取り組むべきであると思うのであります。が、いかがでしょうか。

小選挙区比例代表並立制は、小選挙区制に比例代表制を加味しているとはいものの、全体の議席の六四分が小選挙区で決まり、実質的には小選挙区制そのものであります。この小選挙区制もともと政府・自民党が、政党本位、政策本位で金のかからない選挙制度であるとの大義名分を掲げて導入を主張していたものであります。ところが、必ずしもそのとおりでないことが国民の前に明らかになると、今度は政権交代が可能な制度であるということを前面に打ち出し、政治変革を求める国民世論に巧みに取り入るうとしております。果たして政権選択を優先することが選挙制度改革の本来の目的でしようか。

第八次選挙制度審議会の答申によりますと、小選挙区制と比例代表のそれぞれの特性について、小選挙区制は「政権の選択についての国民の意思が明確なかたちで示される」と、その利点を挙げ、また、比例代表制については、「多様な民意をそのまま選挙に反映し、少数勢力も議席を確保しうる」ことを利点として挙げております。そして結論的には、民意の反映よりも政権選択を優先し、比例代表制を排して小選挙区制を採用したのであります。

日本国憲法はその前文で「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす憲法を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、こ

の憲法を確定する。そもそも国政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由来し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、

その福利は國民がこれを享受する」と、政治の主体者は國民であり、國民の意思によつて政治が行なわれるべきことを明確に宣言をいたしております。そして、國会が國民の代表で構成され、國会での議論を通じて國民の意思に基づく政治が実行されることを定めているのであります。

この國会中心の政治を実現するため、憲法は、國会が國民の意思、すなわち民意を最大限反映したものとなることを求めていたのであります。國会は民意の縮図でなければならないといふことであります。したがつて、國民の代表を選出する選挙制度も、結果として國会が民意を正確に反映したものになるようなものでなければなりません。國会といえども、これに反する選挙制度を定めることは許されないのであります。

もちろん、日本は議院内閣制をとつておりますから、政府をつくることも選挙の重要な眼目の一つではあります。しかし、國會議員の選挙は、第一義的には國会をつくることであり、ゆえに、政権の選択を第一義として小選挙区制を採用した第八次審の結論は誤りと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)民意の正確な縮図を國会につくるといふ意味からは、第八次審も認めているように、比例代表制こそ選択されるべき制度であると思つてあります。(拍手)民意の正確な縮図を國会につくるのであります。が、総理、いかがでしようか。

さて、先般來、私はアメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア等を訪れ、選挙制度や選挙の実態を見てまいりました。歴史的背景や現存の政治勢力を求められている課題等によって選挙制度は多

種多様でありますが、各國とも、多様な民意をいかに議会に反映させるかという観点で活発な議論を展開をしております。

小選挙区制のモデルとなつてゐるイギリスでも、この制度が多様化する民意を正確に反映していないうことから、比例代表制導入の議論が活発に行われております。近年イギリスでは、政黨が左右の対立という構図にこだわったために、國民のニーズに十分こたえられなくなり、市民に理解を示す第三党、第四党への支持が高まつてき

ており、保守党、労働党、そして第三グループである連合への支持が、一時期三分の一ずつになつたことさえもあるのであります。

ところが、小選挙区制であるため、一九八三年の総選挙では、保守党が四一・四%の得票率で六一・一%、労働党が二七・六%で三一・二%の議席を得たのに対し、連合は二五・四%の得票率でわずか三・五%の議席しか得られませんでした。

続く一九八七年の総選挙でも、保守党は四二・二%の得票率で五七・七%、労働党は三〇・八%で三五・二%の議席を得たのに對して、連合は二二・六%でわずか三・四%の議席しか得られなかつたのであります。

その理由は、単に連合が第三番目の支持率だからといふことではありません。保守党が中南部イングランドで強く、労働党がウェールズ、スコットランド、北イングランドで強いというような、いわば地域政党化しているのに對し、連合の支持が地理的に広く全国に及んでいる分、小選挙区制は議席につながりにくいという結果なのであります。これは、第三党である連合の国民党としての正當性を証明するものであるのに、地域的に支

持の偏りのある一大政党には勝てないということであり、制度の不合理を如実に示しているものであります。

それでも第三党の支持が減るわけではありません。これが問題であります。一大政党が前提で小選挙区制というならわかりますが、イギリスですら一大政党が三大政党になったというのが現在の流れであります。この國民の中に現にある大きな第三の政治勢力が完全に無視されてしまつてのが現状であります。

しかも、イギリスでは、かつて一九五一年に、労働党より得票率の少ない保守党が第一党となり、一九七四年には逆に、保守党より得票率が少ない労働党が第一党となつたことがあります。議会民主主義において、代表制の性格上、説明のつかない逆転は許されません。この一つをとっても、小選挙区制には政権の正当性そのものが否定されるという致命的な欠陥があります。

ロンドン「ザ・エコノミスト」は、一九九一年五月の社説で「もう言いわけは要らない。現行の小選挙区相対多数制は、非民主主義なのだ。それだけ小選挙区制は取りかえられる必要があるのだ」と厳しく批判をしております。また、選挙制度の実態研究の権威であるデビッド・E・バトラー氏は、その論文の中で「私には、國会の小選挙区制が二十世紀の終わりまでつなごとくとは、まずありそめないことのように思われるのです。」このように述べております。総理は、こうしたイギリスの現状をどのように認識しておられるのか、お伺いをしたいと思います。

小選挙区制は、イギリスでもうまくいっていないのが現状であり、いわんや、既に多党化してい

る日本の現状とは全く相入れない制度であることは明白であります。利害や意見が多様化するにつれて、比例代表制が世界の大勢となりつつあります。比例代表制は、民意の正確な縮図を国会につくることでは他の制度が足元にも及ばない最良の制度であります。比例代表制には多様な形態があり、どのような制度を採用するかは、その国の実情を十分に踏まえたものでなければなりませんが、各国とも政党への投票のほかに、人の要素をどう組み入れるかに苦労いたしております。既に公明党は、この人の要素を組み入れた比例代表制として比例代表選挙区併用制を提案をいたしております。併用制に対する総理の見解を改めてお伺いしたいと思います。

次に、第八次選挙制度審議会のあり方についてお伺いしたいと思います。

本来、政治改革への努力は、立法府で各党の話し合いがなされるべきものであり、行政府たる内閣の主導で行われるべきものではありません。その意味で、第八次審が第七次審まではメンバーだった国会議員を除外したことは、スタート時点で既に問題があつたことを指摘をしておきたいと思ひます。

総理は、答申が出れば最大限に尊重する旨繰り返し言明してこられたところであります。結果は、小選挙区比例代表並立制という自民党的政治改革大綱に沿った答申がなされました。審議会の意見はどうあれ、自民党的党利党略案に公的な性格、権威を付与する役割を果たしたと言つても過言ではありません。しかも、答申をもとにづくられたという政府・自民党案なるものは、總定数並びに小選挙区と比例区の割合、定数配分のあり方

等、制度の根幹にかかる部分で大きく食い違つております。自民党に一層有利な案になつておりました。比例代表制は、あるうことか、自民党的な制度であります。比例代表制には受け入れて区割りの諮問に応じ、答申をしていることがあります。これは自民党的な諸問題そのものではありませんか。こうした国民の疑念にこたえるためにも、まず私は、審議会の全議事録の提出を要求するものであります。

特に区割りについて、総理は、審議会の専門家に案を示していただいたものであります。盛んに公正さを強調しておられます。選挙制度審議会は区割りをどこまで主体的に行つたのか。報道によれば、あらかじめ自治省がつくつて了一人区を分割した程度しか関与の余地がなかつたなどといふことも言われております。公正な配分、公正な手続ということに關し余りにも重大な疑念がありますが、総理、出すお考えはおありでしょうか。(拍手)

次に、一票の格差と区割りについて具体的にお伺いをいたします。

総理は、三倍を超えた現行定数の抜本是正について、選挙制度の抜本改革の中であわせて行う旨繰り返し言明をしてこられました。ワンマン・ワントボート・ワンペリュー、すなわち一票等価の原則こそ議会制民主主義の大原則であります。一人が二票を持つことはこの原則に反する。したがつて、格差は二倍未満、第八次審の答申の基本的な考え方をもとにづくられたという政府・自民党案なるものは、總定数並びに小選挙区と比例区の割合、定数配分のあり方

二・一五倍、しかも一倍を超える選挙区が全体の約一割の二十七選挙区もつくれております。このような初めから格差二倍未満が守られないようでは失格であります。政府には、公平という最も重要な観点が欠如していると言わざるを得ないであります。この点、総理はいかが認識をされおりですか。また、總定数をまず都道府県別に配分をしておりますが、その理由は何でしょか、あわせて明らかにしていただきたいと思います。

さらに、具体的な区割りについても看過できません。一つは極めて不合理な、恣意的な市の分割や組み合わせ、飛び地など、自民党有力議員の地盤が驚くほどそのまま選挙区になつている例は枚挙にいとまがありません。このような不合理な定数配分や区割りで国民党は納得するであります。これが、政治不信任はますます募るばかりではないでしょうか。これもひとえに小選挙区制を無理やり導入しようとするところから生じてきているひづみであります。それでも総理は、定数配分や区割りは公正、公平に行われた、このように言い張るおつもりなのでしょうか、お伺いをします。

総理は、三倍を超えた現行定数の抜本是正について、選挙制度の抜本改革の中であわせて行う旨繰り返し言明をしてこられました。ワンマン・ワントボート・ワンペリュー、すなわち一票等価の原則こそ議会制民主主義の大原則であります。一人が二票を持つことはこの原則に反する。したがつて、格差は二倍未満、第八次審の答申の基本的な考え方をもとにづくられたという政府・自民党案なるものは、總定数並びに小選挙区と比例区の割合、定数配分のあり方

正法違反であると思ひますが、いかがでしょか。

また、派閥の領袖の政治団体が、多額の政治献金を受けていたながらこれを政治資金収支報告書に記載していないかったという事件が発覚をいたしました。担当者の初步的ミス、このように弁明しておられるわけでありますが、当の担当者は、このことが表に出るとは思わなかつたと、最初から政治資金規正法違反であることを承知で行つたのです。これらの点について、自治大臣、責任大臣としていかがお考えでしょか。修正報告すればそれが事の問題にどのように対応なさるおつもりなのか、お伺いをしておきたいと思います。

今回の政府案について、総理は、政党中央に調達するという流れをつくるとともに、政治資金の公開性を高め、規制の実効性を確保すると述べられております。確かに一步前進が見られるものの、最も重要な企業、団体からの政治献金については、現行法ですら将来的には廃止をするという方向を明示しているにもかかわらず、逆に、政治家個人の後援会などが企業献金を受け取ることを、五年後一社二十四万円までにせよ、これを容認してしまつたことであります。明らかに後退であります。総理、企業・団体献金を全面的に廃止する考えはおありにならないのでしょうか、お伺いをします。

さらに、政治資金バークターについてであります。まず、これを寄附とは別枠のものとして認知

し、制度化してしまったことは、甚だ遺憾であります。

一千円以上のパーティーは政治団体が主催し、収支を公開することとしたものの、それ以下であれば年間何回やつても公開しなくてもよいことになります。しかも、購入者については、六十万円以上の氏名を公開するのみであります。また、購入限度額を、政党、政治資金団体のパーティーは百五十万円、それ以外のもののパーティーは百万円としたが、それは一件ごとのパーティーの規制であり、年間の総額規制ではありません。これでは献金と名のつかない大規模な政治資金収集の手段となり、近年批判的となっている政治資金パーティーと何ら変わりません。むしろ、大手を振って堂々と行えることになります。総理の言われる政党中心の資金集めということなら、少なくとも政党のみに開催を許し、政治資金規正法の枠内とし、すべてを届け出るようになりますべきであると思いますが、いかがでしょうか。

以上述べてまいりましたようだ、小選挙区比例代表並立制は、民意を反映しないばかりか、政治改革が本来なさなければならない金權腐敗政治の根絶なくとも政党のみに開催を許し、政治資金規正法の枠内とし、すべてを届け出るようになりますべきであると思いますが、いかがでしょうか。

総理の答弁によると、小選挙区比例代表並立制を採用することによって、選挙権が現実化されることが期待されるのです。

小選挙区比例代表並立制を採用することによって、選挙権が現実化されることが期待されるのです。

（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣（海部俊樹君） 井上議員にお答え

報（号外）

まして、審議会の答申を踏まえてその内容を織り

込んだ適切な制度であると考えております。

また、連立政権となる場合には、政権を担当す

ないんです。これは、政党間の直接選択ではな

いままです。これは、政党間の交渉によって決定

されてしまうというような問題があることから、

これをとらなかつたのであります。

また、選挙制度審議会の議事録を全部公開しろ

とおっしゃいますが、第一回の総会のときだ、選

挙制度審議会の委員が自由に発言できるようにす

るため、会議は非公開にする。議事録も非公開の

扱いにするということを委員の皆さんにお決めに

なつておるというふうに私は承知をいたしております。

しかし、例としてお引きになつたバトラー教授の御発言の中にも、私がバトラー教授の発言を読

んでみますと、過半数の議席を獲得し得る政党が

存在する間は改革されないのでしょう、改革がある

とするならば連立政権が二、三回続いた後でしょ

うから、そういう状況はなかなかないだろうと

思いますと書いておられます。これはやはりその

一部であることは私も率直に認めます、いろいろ

なことを言っていらっしゃるから。だから、国に

よって選挙制度というのはいろいろの文化や歴史

や伝統を経て違つておるわけでありますし、それ

に対する意見の方もたくさんあるわけですか

ら、私は、そういう意見のあることは否定いたし

ませんけれども、我が国の選挙制度は我が国の國

会において御議論をいただき、お決めていたく

べきものであろう、このようになっております。

また、比例代表制というのは、多様な民意をそ

のまま反映するという特性を持つということは、これは御指摘のように私もそのように認めますけ

れども、これは小党分立となつて連立政権となる

可能性が非常に高いこと、連立政権となる場合に

は、政権を担当する政党は国民の直接選択ではな

いんです。これは、政党間の直接選択ではな

いままです。これは、政党間の直接選択ではな

不合理な定数配分あるいは区割りとおっしゃいましたが、今申し上げたような考え方によつていろいろな配慮がなされておるわけであります。これは公正、公平な定数配分の原則に従つて、公正な第三者機関がお決めいただいた区割りであると、私は今もそう信じております。

また、多額な政治献金の発表を受けて、その修正報告をすればいいとおもえは思つておるのかと

いうお尋ねであります。私は、特定の政治団体のいろいろな取支状況について具体的な事実を承知してはおりませんが、ただ、政治資金規正法にのつて厳正に取り扱われるべきものであることは当然であると考えます。

また、御指摘になつた両閑僚の件につきましては、今後ともきちっとした対応をすると同時に、政治家として気をつけていかなければならぬ大いなる反省材料だと考えております。

企業、団体等の献金を全面的に廃止する考へはないかとのことでござりますけれども、これは各界の有識者から成る審議会において幅広く御議論があつたところであります。企業や組合やその他の寄附というものをどう扱つたらいいのか。これについては、そういったものの寄附は原則として政党に対するものに限り、かつ適切な経過措置を講ずることが必要という結論が出て、答申にそのように記されております。私どもはその答申の趣旨を尊重して、法案作成に努力をしたところでございます。

政党中心の資金集めというならパーティーをやめたらどうかということであります。パーティーの收支の明確化を図るために、行き過ぎが起らぬないように、大口のパーティー券の購入規

制及び多額購入者の公表を行うこととして、今後とも行き過ぎを是正し、節度あるものにしていくことをする努力がこの中に組み込まれているという

こと。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

残余の問題につきましては、関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

【國務大臣吹田愬君登壇】

○國務大臣(吹田愬君) 先ほど、私に関する問題でござりますから、御答弁をさせていただきます

が、企業からの秘書の提供の問題について、お尋ねは、私から答える方が適当であろうと思ひます

ので、御理解をいただきたいと思います。

この件につきましては、昨日、実は日野先生や、あるいはまた先ほどから秋葉先生、三野先生から、それぞれ私に対する御指摘がありまし

た。それに対しまして若干のお答えはいたしま

たものの、事実関係につきまして、さらに補足し

て説明をさせていただきます。

今回、名前が出ております広葉物産という会社は、私が県議会議員時代に、石油製品や土木建築工事材料の販売を目的として設立した会社が前身であります。他の勤めから定年退職した人たちを中心として、今日会社を持っておりますが、小さな会社でありますし、余り朝から晩までの非常な多忙な会社であるということでもありませんものですから、社員が仕事の合間に自主的に後援会活動を手伝ってくれるわけあります。過去の税務調査では、特に指摘を受けたことはなかつた

わけありますし、私といたしましては、この問題については十分理解されていると思っておりま

した。

今年の税務調査で指摘を受けましたものですか

ら、直ちにそのとおりに直すように指示をいたしております。会社におきましても、修正申告を行つたと聞いております。

このような事情なのでございまして、収支報告につきましても、記載されておりません。これを

機会に、後援会と会社という関係をきちっと見直して、収支報告の関係も明確にするよう指示したわけであります。

政治資金規正法との関係を申し上げますなら

ば、結果としては給与相当額、いわゆる私の方をねは、私から答える方が適当であるうと思ひます

ので、御理解をいただきたいと思います。

この件につきましては、昨日、実は日野先生

や、あるいはまた先ほどから秋葉先生、三野先生

から、それぞれ私に対する御指摘がありまし

た。それに対しまして若干のお答えはいたしま

たものの、事実関係につきまして、さらに補足し

て説明をさせていただきます。

この件につきましては、昨日、実は日野先生や、あるいはまた先ほどから秋葉先生、三野先生から、それぞれ私に対する御指摘がありまし

た。それに対しまして若干のお答えはいたしま

たものの、事実関係につきまして、さらに補足し

て説明をさせていただきます。

以上でござります。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 井上義久君から再質疑の

申し出がありますから、これを許します。井上義

久君。

【井上義久君登壇】

○井上義久君 ただいまの總理の答弁は極めて不

十分でありますので、私は、再度お伺いをいたし

ます。

まず、比例代表についてお話をございました。

私は、国会議員の選挙はあくまでも国会議員を選ぶ選挙であつて、政権を選ぶ選挙ではないといふことを初めて申し上げておきたいと思います。

比例代表は、多党化をもたらし、政権を直接選べない、政治を不安定にする、このようなお話をございました。しかし、比例代表に基づくド

イツやオーストリアでも、例えば二大政党の国

もあれば、フランスのように小選挙区に基礎を置

いて、多党制の國もあるという例示だけで十分

な反論となると思います。多党化するから連合政

権にならざるを得ない、そうすると政権が不安定

になります。国民党の目から見えなくなるということを

いって、多党制の國もあるという例示だけで十分

な反論となると思います。多党化するから連合政

権にならざるを得ない、そうすると政権が不安定

になります。国民党の目から見えなくなるということを

官報(号外)

府県が、それでは必ずしも過疎地域でしょうか。少ない県が、それでは過疎地域でしょうか。必ずしもそうではありません。したがって、このことは理由にはなりません。例えば人口が多いとはいえ、過疎地域の多い北海道から、過密ながら面積が少ない香川県に定数が回されていることを考えれば、不合理は明確であります。

そもそも過疎対策は、何も議員の数をふやすことではありません。それは別な対策として政治が考えるべきことであると思います。選挙制度に最も重要なのは公正さの確保であります。特定地域の議席が多く、別の地域は議席が少ないということは、議会の構成の公平を害し、国民の代表としての根拠を損なうものにはなりません。定数を人口比例で配分しない政府案のやり方は、結局どう言つても説明できるものではありません。これは、議会制の根本についての政府の甚だしい無見識を示すものと言わざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。納得のできる答弁を再度要求するものであります。

また、区割りについて公正に行つた旨の答弁がありました。新聞報道によりますと、自民党の渡辺元政調会長は、私のところは、これは政府案の栃木三区でござりますけれども、那須郡など金城湯池だけが選挙区になり、私の弱いところは全部離れてほかにくついたので反対のしようがない、それが一体つくったのか、配慮してつくったと思う、だから政調家がかかるべくできるのかといふ疑問さえ実は持つていて述べておられます。

派閥の領袖のお一人が、区割りについてゲリマントーリングが行われていることを、暗に認めて

いらっしゃるわけですかとも、総理はこのこと

をいかが説明をなさいますか。

それから、企業・団体献金を全面的に廃止する

いらっしゃるわけであります。

以上をもちまして、私の再質問を終わります。

(拍手)

「内閣総理大臣海部俊樹君登壇」

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 井上議員にお答えいただきます。

諸外国の例を引いて、併用制は不安定というの

回復するためには、繰り返しますが、政治献金を媒介とした企業と政治家の癒着を断つことであ

ります。今回の改正案は、それにこたえられるもの

ではありません。まず、企業・団体献金を廃止す

ることであります。これを実施して初めて金権腐敗

が止まります。これが改進をいたします。

また、政党助成法案が提出をされておりますが、

企業・団体献金を認めたまま、国民の納めた税金

の中から政治資金を政党が受け取るということ

は、到底容認されることではありません。政治家

がますみずからの身を削つて初めて議論をすべき

ものと思ひますが、総理、いかがでしょうか。

最後に、第八次選挙制度審議会の会議録の開示

について、非公開を原則として出発をした、この

ような答弁でございました。

民主主義の基本であり、政治の基本を決める選

挙制度を諮問し、それに基づいて政府案がつくり

られた。このよろんな重要な問題を審議した審議会の

議事録が国民の前に明らかにされない、こんなこ

とは断じてならないと私は思ひであります。出

ら、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

また、日本の国民は一党による政権安定を望んでおらない、与野党伯仲を望んでおる、こうおつしやいましたが、私は、選挙の結果をそのまま譲り、厳しく受けとめていくのが政府の責任であらうと考えております。

また、定数の問題についても、人口比例の問題だけにこだわっているのではないということにつけて、これも先ほど申し上げましたけれども、い

て、虚に、厳しく受けとめていくのが政府の責任であらうと考へております。

さらに、定数は正に対する国会決議の中にも、「過疎・過密等地域の実情に配慮した」という文言もある

決議案の中にも入つておるわけでありますから、人口比例だけでやれということではなくたと私は理解をしておりますし、また、そういう意見

を入れてそのようにしていくことが大切なことであります。そのような角度の御意見が今度の本会議を通じて御議論の中に出てきたのではないかろうか

と私も思つております。

また、区割りがゲリマンダーではないか、だれ

か自由民主党の方の発言を例に引いておられます

けれども、世の中には、結果としてそのようになつており、結果としてそう受けとめてください

た方があるかもしませんが、全くだれも関与しま

ないで公正、公平な区割りをつくつたんだと、こ

れは素直に認めてください。それまで寝うようになつたら、それはいけません。

企業・団体献金を認めたまま公的助成をするの

かということであります。これは制度面でも、

選挙や政治活動が政党中心となることによつて、

この政党の助成というのも創設しようとしてお

るわけでありますから、企業や団体などの寄附に

て第八次選挙制度審議会の会議録の開示を強く要

については、選挙制度審議会の答申を尊重して、原則として政党に対するものに限るとしております。現行制度のまま政党に対する助成制度だけを導入することは適当ではないと考えております。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 吉井英勝君。

【吉井英勝君登壇】

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、いわゆる政治改革三法案について質問いたします。

そもそも今回の政治改革の出発点は、八八年に発覚したリクルート疑惑であります。自民党は政治改革大綱で「リクルート疑惑をきっかけに、国民の政治にたいする不信感は頂点に達し、わが国議会政治史上、例をみない深刻な事態をむかえている。なかでも、とくにきびしい批判がわが党に集中している」として、そして自民党政権は、巨額の金を必要とする政治の仕組みに目を向け、金権体質をもたらす根源に踏み込み、政治のあり方そのものの抜本的な改革を行うとしておりました。

ところが、今回の三法案は、これら政府・自民党みずから言い分さえ全くすりかえて、議会制民主主義を破壊する小選挙区制の導入と金権腐敗を深める企業献金拡大を行なうとするものであります。これは、政治改革を求める国民の期待を裏切るものと言わなければなりません。総理の所見を求めます。

企業献金については、財界人がその本質をみずからざばり語っています。亀井正夫経団連副会長、第八次選挙制度審議会委員は「企業献金はそれ自体が利益誘導的性格をもつていて」など、

経済同友会代表幹事であった石原俊氏は「企業が議員に何のために金を出すのか、投資に対する収益を確保するのが企業だから、企業が政治に金を出せば必ず見返りを期待する」と公に語っています。また、日経連政策委員の諸井氏も「企業の立場で言えば、本来企業にとってプラスにならないことに金を出すことには株主に対する背信行為であり、何かプラスのことをやろうとすると本質的に汚職」になると当然のことのように語っています。

昨日、我が資金子議員の質問に總理は答弁を避けましたけれども、財界のトップみずから認めていますように、企業献金が本質的にわい性を持つているということは明白ではありませんか。總理の明確な答弁を求めます。(拍手)

あなたは、最近の自由新報での対談で、みずから三十年の議員活動の経験を踏まえて、「時間と労力をかけ、企業を訪問し、お礼をいながら政治活動資金をもらってきて帰ってくる」その時になるとともに忙しい気持ちを感じる」と語っています。わびしい気持ちになるのは、後ろめたいものだからではありませんか。

また、そろまでして集めた政治資金を何に使うのですか。自民党政改大綱では、中選挙区制のあとで「後援会組織の維持と膨大な有権者への手当のため、多額の金がかかる」としています。が、その「有権者への手当」とは一体何なのか、あわせて伺いたいと思います。(拍手)

総理、あなたは同じ自由新報の中で、「ユートピアの皆さん年間経費を公表されたが、平均すると一億二千万円ほどだった」が、「私のところも改めて調べてみると、やはり同じようにかかる

経済同友会代表幹事であった石原俊氏は「企業が議員に何のために金を出すのか、投資に対する収益を確保するのが企業だから、企業が政治に金を出せば必ず見返りを期待する」と公に語っています。また、日経連政策委員の諸井氏も「企業の立場で言えば、本来企業にとってプラスにならないことに金を出すことは株主に対する背信行為であり、何かプラスのことをやろうとすると本質的に汚職」になると当然のことのように語っています。

總理は、企業は社会的存在であるとして企業献金を容認しています。しかし、社会的存在といえば、暴力團も外国企業もすべてそうであります。あなたは、社会的存在からの献金は何でも許されると考えていました。そもそも政治献金は、投票権とともに主権者である個々の国民に保障された権利であり、憲法は企業に対しても投票権を認めています。

このことは諸外国でも同様であり、だからこそ、例えばアメリカでも、八十年余り前、連邦の銀行及び会社が連邦の公職選舉に関して寄附することを禁止する立法、すなわちティルマン法が制定され、同年のニューヨーク州控訴院判決で、政治献金は国民の政治参加、参政権の行使であり、企業献金は選舉人の権利を侵害するとしています。国民の参政権投票権を侵害し、金の力で政治を動かす企業献金というものを、それでもあなたは認めるのですか。

政治資金規正法第二条、基本理念では、政治資金は国民の净资产であるとうたっています。營利を目的とする企業の献金は營利資金の拠出であつて、決して国民の净资产ではないのであります。企業の政治献金は、財界トップの言にもあるように実質的なわい性を持つものであります。禁止するものが当然ではありませんか。總理の見解を伺い

ます。(拍手)

さて、これまで第一次、第二次、第五次の選挙制度審議会の答申では、企業献金の禁止を打ち出しました。政府答申でも政治献金は個人献金が望ましいと述べきました。七五年の政治資金規正法改正の際にも、附則第八条で、企業・団体献金のあり方について、同法施行の五年後に、さらに検討を加えるとしたのも企業献金が望ましくないとする立場でした。ところが、今回の改正案でこの条項を削除してしまった。一方で、企業、団体からの政黨への献金枠を最大一億五千万円まで、現行の一・五倍に拡大し、さらに、政治献金に対する税制上の優遇措置を法人にまで拡大してこの規正法を書き込み、これによって政黨への企業献金ではおりません。

このことは諸外国でも同様であり、だからこそ、銀行及び会社が連邦の公職選舉に関して寄附することを禁止する立法、すなわちティルマン法が制定され、同年のニューヨーク州控訴院判決で、政治献金は選舉人の権利を侵害するとしています。国民の参政権投票権を侵害し、金の力で政治を動かす企業献金というものを、それでもあなたは認めるのですか。

政治資金規正法第二条、基本理念では、政治資金は国民の净资产であるとうたっています。營利を目的とする企業の献金は營利資金の拠出であつて、決して国民の净资产ではないのであります。企業の政治献金は、財界トップの言にもあるように実質的なわい性を持つものであります。禁止するものが当然ではありませんか。總理の見解を伺い

官 報 (号 外)

さて、政治改革と称して提出された関連三法案は、リクルート事件の反省と言つて出発しながら、自民党の一党支配体制を保障する小選挙区制によつてますます金権選挙が横行するものであります。しかも政治資金の改正案は、指摘いたしましたト
うに、政党への企業献金を五割増しにし、個人や政治団体に対しても新たにペーティー券の販売を認め、企業献金を温存するものであります。

発言がされております。本法案を糸口にしての政党法の導入を懸念せざるを得ません。

最後に、小選挙区制は、主権者国民の多数の意
思を国会から繰り出し、四割の得票で自民党が國
会議席の八割を独占するものです。この議会制は
主主義を破壊する小選挙区導入を柱とする政治的
改革三法案の撤回を強く要求して、質問を終わり
ます。(拍手)

ある程度資金が必要であるということは、どなたもお認めのことと思います。

問題は、政治活動や選挙の大部分を今政治家個人が対応しなければならない制度のもとににおいて、私も確かに時間と労力を多く使ってきましたといふことを率直に対談で話したことはそのとおりでござります。むしろそれは政治活動の本来の活動の方に向けることがしたい、そのような仕組みに変えたいといふ願いなのであります。

団体によっては、従来その他の政治団体に対して寄附することがで
行っていた寄附を政党に対して寄附することがで
きるようになるものであって、寄附枠の全体として
て見れば、これは拡大ではなくて従来のままであ
る、こういうことでございます。これは御理解を
いただきたいと思いますし、また、政党への献金
については損金算入を認めようとするものであ
り、これは実質的には資本金の小さな中小法人だ
けに効果が及ぶものと思われております。また、
政治資金の流れを政党に向けるための五年間の経
過措置でありますが、寄附の限度を変更するもの
ではなく、必ずしも全体として拡大していくことと
いうことではございません。

そして政党助成の導入は、これは、政党に対する公的助成というのは、政党の活動そのものが国家意思の形成に寄与し、公的性格を持つておるとにかくがみまして、あわせて、政治資金制度や選挙制度の改革によって選挙や政治活動が政党中心になつていきますから、政党の機能がより重要になっていきますので、諸外国の状況等を勘案して創設しようとしておるものであります。政治資金の公開性を高め、罰則の強化など、規制の実効性を確保するなど選挙の腐敗行為の防止措置をわせて講じており、このような一体として改革を行ふことによつて、国民の皆さんとの理解を得ることのできる環境も整備されるものと考えておりますし、その用途を制限することもなく、政

される結果、まさしくこれは自民党助成法案となり、結局、金権政治と政治腐敗を助長して、国民の権利に逆行するものであることは明白ではあります。總理の所見を伺います。

さらに、政党への国庫からの助成は、権力による政党への干渉、介入に糸口をつくるものであります。とりわけ、国会議員五人以上または国政選舉で二名以上の得票を獲得できない政党に対する国庫助成をしないなどとすることは、まさしく、憲法の保障する結社の自由を脅かすものであります。憲法の保障する結社の自由に明確に反するものです。總理の所見を問うものであります。

さらに、法案では、助成金の支出に関する帳簿の記載、報告書などへの記載に誤りがあつたとして、警察権力が政党に介入することが可能となつてゐます。しかも、自民党の政治改革大綱が「国庫補助を中心とした政党法の検討」をうたい、選舉制度審議会が「政党に関する法制の整備」を答申し、自民党幹部によって政党法制定のたび重なる

政治倫理や政治資金をめぐる問題の底流には、個人本位の現行選挙制度の問題があるものと私は考えており、政党本位の活動や選挙を実現するため、中選挙区制にかえて小選挙区比例代表並立制をとることを提案したところでございます。政治資金も政党中心に調達するという流れをつくることにいたしました。したがって、法人やあるいは団体等の献金は原則として政党に限るということにいたしております。また政治活動には、これは

また、法人枠の拡大と税制上の優遇措置について言わましたが、今度の政治資金制度の改革においては、政党中心の政治資金の調達といったものを独立させて、その限度を、拠出する側から見れば現行のとおりにいたしました。それは、
らぬということは、これは当然のことと受けとめております。

わせて講しており、このような一体として改革を行ふことによって、国民の皆さん理解を得ることのできる環境も整備されるものと考えております。

このことについては政党への干渉、介入に道を開くものではございませんし、また、一定の国会議員の数と得票率という国民の支持を反映する客観的な基準によってその要件を定めることにしておりますし、その用途を制限することもなく、政

党の自覚と責任にゆだねることにしております。しかしながら、政黨に対する権力の不当な介入になるものではないと政府は考えております。

残余は関係大臣から御答弁をいたします。

(拍手)

〔國務大臣吹田愬君答辯〕

○國務大臣(吹田愬君) 吉井先生にお答えいたしました。

政治資金

バーイーにつきまして御意見ございましたが、このことにつきましては、第度ある開催を図るために選挙制度審議会の答申に基づきまして、小選挙区を単口のペーティー券の購入規制及び多額の購入者の公表を行うことといたしております。

これらの改革により、政治資金バーイーの行き過ぎが止され、節度あるものになるものと私は考えております。(拍手)

○副議長(村山喜一君) 中野寛成君。

〔中野寛成君登壇〕

○中野寛成君 私は、民社党を代表し、政治改革三法案に対し質問をいたします。

選挙制度の抜本改革は、衆議院、参議院の果たすべき役割を明らかにした上で同時に筋道であります。第八次選挙制度審議会は、この観点から、参議院の選挙制度についても、現行の比例代表選挙を非拘束式に改めるという答申を出しましたのであります。総理は、常々、選挙制度審議会

の答申を尊重すると言られております。しかし、まだ、収支の報告の公表を通じて国民の監視と批判にゆだねる仕組みにしたいと思っておりませんから、政党に対する権力の不当な介入になるものではないと政府は考えております。

今回の衆議院選挙制度改革案は、我が国の一院制のもとのでの議会制民主政治をどうするのかという理念もなく、衆議院のみ先行して提案されたものであります。その結果、現行の参議院選挙制度と今回の衆議院選挙制度改革案は、極めて似通つたものとなつてゐるのであります。

もし、自民党的好むダブル選挙がこの制度のもとで行われたとしたら、比例代表区は全国を選挙区とする点で兩制度とも同じであり、選挙区の単位が、都道府県を単位とするのか、小選挙区を単位とするのかという違いしかなくなってしまうのを図るために、選挙制度審議会の答申に基づきまして、ペーティーの収支の明確化を図るとともに、行き過ぎが起らぬようにするために、大口のペーティー券の購入規制及び多額の購入者の公表を行うことといたしておるものであります。

もうとするこの考え方自体、極めて民主主義を疎みにじる考え方であります。（拍手）

現実に、自民党は、衆議院選挙において一九六七年の第三十一回総選舉以来、得票率では九回中八回を統して一貫して過半数を割っております。ゆえに、定数は正によって得票率と議席率が一致する制度が確立されておれば、既に政権交代は幾たびも行われてはいるはずであります。この並立制の導入によって政権交代の可能性が高まるなどと言われる論理のお言葉は大いなる欺瞞と考えますが、御見解を伺いたい。

次に、民意を公正に反映しないという並立制の最大の欠陥を事例を挙げて指摘したい。

を挙げて指摘いたしましたが、外国の例を見るまでもなく、我が国の選挙においてもそれを証明す

官 報 (号 外)

既に我が国で実施されているこれらの人一人区の事例、すなわち小選挙区の事例を見れば、民意を公正に反映しない制度であることは明々白々であります。(拍手)

前、我が國で八回の経験を持っているのであります。この経験が好ましいものでなかつたことは、昭和二十二年、中選挙区制を採用する際の提案理由説明で明らかにされています。第一に、地方的・人物のみが多く選出される。第二に、選挙抗争が激烈となり、情実と買収が横行する。第三に、官権乱用による干渉。第四に、議員の行動が地方的问题にのみ傾く、と小選挙区制の主要な欠陥を挙げられているのであります。この過去の経験の深刻な反省になぜ学ぼうとしないのでしょうか。

昨日、総理は、時代が違うとお答えになります。それは、あたかも親から受けた注意に反論できない子供がよく使う常套用語であります。

(拍手)

ちなみに、総理がお母さんのように敬愛されている三木脣子さんも次のようにおっしゃつておられます。政治家の家に生まれ、政治家に嫁ぎ、普選挙が行われる前からずっと身近で選挙を見てきた経験からいって、小選挙区制は買収が行われる可能性が高くなり、選挙を浄化することは難しいと思います。こう言っておられるのであります。総理がもし違うと言うならば、今の時代ではこれら問題点は解消されるという具体的な根拠を証明していただきたい。総理の明快なる答弁を求めるものであります。

次に、小選挙区制を中心とする制度は、現代の日本のように高度に発達した情報化社会には全く適合しない制度であることを指摘したい。

小選挙区制は、一つの地域から一人の代表者を選出し、議会を構成しようとするものであります。この制度は、まだ人口移動が激しくなく、人間の一生が一つの地域で完結した十九世紀には、

6

まだしもうまく適合した制度であります。しかし、十九世紀中ごろからの産業革命は、社会の地域的かつ職業的流動性を高めました。そして、今日では情報化革命が急スピードで進展をし、人々の価値観の多様化をもたらすとともに、社会を構成する諸団体の利害は複雑に錯綜してきているの

であります。このような社会では、選挙区内の多様な考え方を一人の議員に代表させることは不可能になつてきているのであります。今日の国民は、適度な数の政党の存在を必要と考え、自由で多様な選択を求めております。小選挙区制は、社会の多様な要求を無理やり二つの錫型にはめ込み、白か黒かの選択を迫るものであります。

小選挙区制は、日本のような高度に発達した情報化社会には適合しない制度であることは明らかであります。

であり、これこそ時代が違う、時代おくれの制度であると言わなければなりません。まさに、料理方法の悪さを網に上げますからといって、料理方法の悪さを網に上げ

さて素材を取りかえようとしている感を繰り返す
ようなものであります。総理の見解を伺いたい。
最後に、政治改革に対する総理の姿勢について
伺います。

総理、あなたの総裁任期も残すところわずかとなりました。リクルート事件後の混乱状態の中か

ら海部政権は誕生し、あなたは就任早々から、政治改革に内閣の延命をかける、いや、失礼いたしました、命運をかけると内外に表明されてしましました。

た。しかしながら、もはや二年になろうとするこの期間に、政治改革に関して一体どのような前進があつたのでありますか。わざかに、これは

議員立法でありましたが、政治家の寄附行為の禁止強化を内容とする公職選挙法改正是実現したの

みであります。

そして、自民党総裁としての任期がわずかになつた今、法案を提出し、三法案一体としての成立を期すと強調されています。しかし、あなたが強調すればするほど、その声はうつろに響くのであります。

日本の民主政治の将来を左右する選挙制度改革法案のような重大な法案が、国会を構成する各党に事前に何の協議の場もなく提出されたこと 자체、わずか二ヶ月の臨時国会で本当に成立させようという気持ちがあなたにないことを示しているのであります。にもかかわらず、内閣の命運をかけると言い続けることは笑止千万であり、私には、やはり内閣の延命をかけるとしか聞こえないであります。

選挙制度改革には日本の民主政治の命運がかゝっているのであり、それは一内閣の命運、ましてや延命とは比較にならないものであります。総理はいかなる思惑を持ってこの法案の成立を期そうとしているのか、重ねて伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 中野議員にお答えをいたします。

私は、今回の選挙制度の改革の中で衆議院の問題だけが出され、参議院の選挙制度も同時に改革することが望ましいというお考えには、基本的だ、それは二院制度でありますから望ましいわけでありますけれども、自由民主党では、選挙制度審議会の答申をも踏まえ具体案づくりに向けて論議を重ねている段階であり、また各党におかれてもいろいろ御議論があると承っております。政

官 報 (号 外)

府は、この各党の御議論の動向を踏まえながら成案化に向けて鋭意取り組んでいき、参議院についても適切な選挙制度の改革を、成案を得て問いたいと考えております。

いた。定製の技术走正に開する国会の決議で、
いては、私もよく承知をいたしております。した
がって、三・一八倍に及び憲法判決の示されてい
る現状を踏まえて、これをできる限り改革しなけ
ればならない。選挙制度審議会からいただいた答
申でも、選挙制度及び政治資金制度の改革を行お
とともに、この改革によって投票価値の格差は正
の要請にもこたえることが必要である旨述べられ
ておるところであり、この答申を踏まえて国会に
お願いをしておる公職選挙法の改正案によれば、
御指摘のようだ、投票の価値の平等の要請にも十
分こたえることができるようになっておるものと
考えておりますので、どうか御審議を賜りたいと
思ひます。

また、政権交代の可能性について述べることと
は欺瞞ではないのかとお話しになりましたが、私
は決して欺瞞ではないと思っております。とい
いますのは、今の中選挙区の制度においては、こ
れは率直に申し上げて、選挙区の数が百三十であ
りますから、いざれの政党でも、そのすべての選
挙区で複数の候補者を立て、複数以上が当選しな
いと政権交代の可能性は全くないわけでありま
す。ですから、この政権交代の可能性を重視して
いかなければなりませんし、小選挙区制並びに比
例代表制を加えることによって政権交代の抽象的
可能性が生まれてくるということは、これは当然
のことではないでしょうか。そして、この制度を
変えることによって、むしろ私どもの方が政権交

代の可能性が出てくる。政権に緊張感を持たせる
という審議会の答申の触れられておる問題指摘に
関しては、与党も厳しく世論に耳を傾けながら政
策努力を続けなければならぬ厳しい制度なんだ
ということを、みずから戒めながらこの法案をお
出ししておるところでございます。

また、並立制は民意を公正に反映しないばかり
か、過去の経験からも否定されておる、こうおっ
しゃいました。私は、過去の先輩の経験を大切に
いたしますし、いろいろ尊重はいたしますが、し
かし、率直に申し上げて、小選挙区が行われたの
は御指摘のとおり二度ありますけれども、明治二
十二年と大正八年から十四年までのいわゆる一定
限度の納税者だけが投票権を持つ、そういう普通
選挙法がしかれる大正十四年前のことです。いま
して、世界の情勢も国内の情勢も社会のあり方も
いろいろとその後変化しておるということ、どう
うか率直に御理解をいただきながら、それぞれの
歴史や文化や伝統の中でこれをしたらいいという
ことを考え、各界の代表の方々の二年以上にわた
る御議論、御審議の結果の答申を踏まえてやつて
おる改革でありますから、やはり今日にふさわし
い政治改革をなすべきであろうと政府は考えてお
願いをしたわけであります。

そして、人々の価値観も多様化しておることは
そのとおりであります。したがいまして、民意を
きちっと反映するため、小選挙区制による民意
の変化は、これは敏感に議席数に反映するもので
あります。同時にまた、加味した比例代表制は、
いろいろな立場の御意見を反映するものであります。
この二つの仕組みをさせることによって、比
例代表並立制という制度を国会にお願いしておる

ところで、少數意見も十分國政に反映されるようになっておるものと御理解をいただきたいと思います。

なお、今回のこの政治改革は、私は、内閣のスタートのときから、時代から与えられた使命であると厳しく受けとめて頑張つてまいりました。申し上げたように、國家国民のために政治はあるものでありますから、そのためにでき得る限りの改革はしなきゃならぬ、政治自身が血を流す努力をしなければならぬという厳しい立場に立つて行つてまいりました。今回全力を挙げてお願いを申し上げておるもの、不退転の決意でもってのことをお願いし続けてきたのも、その一点にのみ問題があつたんだということをどうぞ御理解をいただいて、それ以外のことではございません。(拍手)

○北村直人君 三案の趣旨説明に対する残余の質疑は延期し、明十二日午後一時から本会議を開きこれを継続することとし、本日はこれにて散会されることを望みます。

○副議長(村山喜一君) 北村直人君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(村山喜一君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとおり決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

出席政府委員	法務大臣	左藤 恵君
自治省行政局選 議部長	吉田 弘正君	厚生大臣 下条進一郎君
自治大臣 吹田 梶君	法務大臣 左藤 恵君	厚生大臣 下条進一郎君
地方行政委員	常任委員辭任及び補欠選任	常任委員辭任及び補欠選任
法務委員	一、昨十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	一、昨十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員	高沢 實男君	高沢 實男君
法務委員	小川 信君	小川 信君
法務委員	江崎 真澄君	江崎 真澄君
法務委員	熊谷 弘君	熊谷 弘君
法務委員	渡辺美智雄君	渡辺美智雄君
法務委員	伊藤 茂君	伊藤 茂君
法務委員	小澤 克介君	小澤 克介君
法務委員	高沢 實男君	高沢 實男君
法務委員	渡部 行雄君	渡部 行雄君
法務委員	清水 勇君	清水 勇君
法務委員	北村 直人君	北村 直人君
法務委員	小川 勲君	小川 勤君
法務委員	谷川 和穂君	谷川 和穂君
法務委員	小川 貴志君	小川 貴志君
法務委員	谷村 啓介君	谷村 啓介君
法務委員	小川 信君	小川 信君
法務委員	高沢 實男君	高沢 實男君
法務委員	渡部 行雄君	渡部 行雄君
法務委員	江崎 真澄君	江崎 真澄君
法務委員	小澤 克介君	小澤 克介君
法務委員	清水 勇君	清水 勇君

出席政府委員

法務大臣 左藤 恵君
厚生大臣 下条進一郎君
自治大臣 吹田 悅君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

法務委員 小川 信君
高沢 寅男君 小川 信君

卷之三

辭任
補欠
和惠書
真證書
工費

渡辺美智雄君
伊藤茂君
渡辺嘉誠君
武部勲君

渡部 行雄君 貴志 八郎君

武部 勤君
谷川 和穂君
江崎 真澄君
渡辺美智雄君

28

北原　文助君　　小澤　克介君
谷村　啓介君　　小澤　克介君
渡辺　嘉成君　　清水　勇君

110

1

大蔵委員	辞任	井奥 貞雄君	岩村卯一郎君	狩野 勝君	久野統一郎君	渡辺 嘉蔵君	岡田 克也君	熊谷 弘君	井奥 貞雄君	岡田 克也君	江崎 真澄君	答弁書
厚生委員	辞任	岡田 克也君	熊谷 弘君	渡辺 嘉蔵君	清水 勇君	岡田 克也君	岩村卯一郎君	久野統一郎君	狩野 勝君	渡辺 嘉蔵君	平成三年八月三十日提出	衆議院議員松浦利尚君提出BCCI(パンク・オブ・クレジット・アンド・ロマース・イン・ターナシヨナル、本社ルクセブルク)の経営破綻に関する質問に対する答弁書
建設委員	補欠	佐田玄一郎君	畠井田三郎君	佐田玄一郎君	畠井田三郎君	佐田玄一郎君	岡田 克也君	岡田 克也君	渡辺 嘉蔵君	質問 第二号	茨城県石岡市における世界のタマゴ博覧会開催をめぐる市の行政責任及び農協の不正融資事件に関する質問主意書	事件に関する質問主意書
官	辞任	貴志 八郎君	畠井田三郎君	伊藤 茂君	渡部 行雄君	伊藤 茂君	岡田 克也君	岡田 克也君	渡辺 嘉蔵君	提出者 竹内 猛	茨城県石岡市における世界のタマゴ博覧会開催をめぐる市の行政責任及び農協の不正融資事件に関する質問主意書	事件に関する質問主意書
議院運営委員	補欠	岡田 克也君	増田 敏男君	齊藤 一雄君	岡田 克也君	岡田 克也君	岡田 克也君	岡田 克也君	岡田 克也君	二	市が協定書を交わした世界のタマゴ博覧会協会は、法人登記もない任意の団体であり、これを財団法人公安文化協会(理事長 木村正一)が後援・支援して、各地でタマゴ博覧会を開いてきた経過があると聞いている。	二 市が協定書を交わした世界のタマゴ博覧会協会は、法人登記もない任意の団体であり、これを財団法人公安文化協会(理事長 木村正一)が後援・支援して、各地でタマゴ博覧会を開いてきた経過があると聞いている。
議院運営委員	辞任	岡田 克也君	小林 守君	増田 敏男君	齊藤 一雄君	石岡市長	岡田 克也君	岡田 克也君	岡田 克也君	三	石岡市農協の定款によると、二千万円以上の融資は、理事会の承認を得る必要があり、また、地区内に住所を有しない員外の者への融資は行わないことになっているにも拘らず、平成三年五月月中旬に同農協は、世界のタマゴ博覧会協会に二億二百万円を融資している。また、その債務保証として山本市長(公社理事長)が、中島助役(公社副理事長)の不可能であるという言葉を抑え、公社の理事会の承認もなしに、公社理事長名で債務保証に関する「確約書」を二通提出している。しかし農協組合長は、この「確約書」は自分の求めたものと違うとして、市長にまだされたと発言し、自らの責任を果たすため組合長は自分の土地を抵当にして県信連から借り入れ、肩代わりして農協に返済している。	三 石岡市農協の定款によると、二千万円以上の融資は、理事会の承認を得る必要があり、また、地区内に住所を有しない員外の者への融資は行わないことになっているにも拘らず、平成三年五月月中旬に同農協は、世界のタマゴ博覧会協会に二億二百万円を融資している。また、その債務保証として山本市長(公社理事長)が、中島助役(公社副理事長)の不可能であるという言葉を抑え、公社の理事会の承認もなしに、公社理事長名で債務保証に関する「確約書」を二通提出している。しかし農協組合長は、この「確約書」は自分の求めたものと違うとして、市長にまだされたと発言し、自らの責任を果たすため組合長は自分の土地を抵当にして県信連から借り入れ、肩代わりして農協に返済している。
議院運営委員	辞任	岡田 克也君	小林 守君	増田 敏男君	齊藤 一雄君	石岡市長	岡田 克也君	岡田 克也君	岡田 克也君	四	組合長、協会、市の代表は、石岡市染谷地区の山林五ヘクタール(地主三十二人)の買収について、代金二億三千万円の契約を結んでいる。	四 組合長、協会、市の代表は、石岡市染谷地区の山林五ヘクタール(地主三十二人)の買収について、代金二億三千万円の契約を結んでいる。
議院運営委員	（答弁書受領）	一、昨十日、内閣から次の答弁書を受領した。	る。第百条委員会の設置を決めたとはいえ、市議	は抱いており、市民は、市の行政に強い不信と疑惑	は、極めて不自然であると考えるが、その経過等について明らかにされたい。	は、極めて不自然であると考えるが、その経過等について明らかにされたい。						

会に多數を占める市長派議員と警察のあいまいな態度に、市民は市政のみならず警察に対しても不信任を抱き、事件の真相の究明を求める住民側の運動に発展する方向にある。

私は、この問題は一自治体における問題であるとはいえ、国政に関する点も多いと考えられるところから、ここに質問主意書を提出する。

一 石岡市は昨年二月に市の長期計画を決定しているが、その中には一行もこの世界のタマゴ博覧会の催しのことは触れていないのみならず、市の幹部も知らないうちに世界のタマゴ博覧会協会(会長 中村灘)との間に事業計画が合意され、協定書が交わされている。この博覧会は正常かつ必要な手続きの下に計画され、進められたかどうか明らかにされたい。

二 市が協定書を交わした世界のタマゴ博覧会協会は、法人登記もない任意の団体であり、これを財団法人公安文化協会(理事長 木村正一)が後援・支援して、各地でタマゴ博覧会を開いてきた経過があると聞いている。

しかししながら、今回石岡市は、こうした短期間の博覧会にとどまらずに、博覧会終了後も市の全面的な協力の下に常設展示館を建設し、管理運営することを協定書第三条に明らかにしている。このように、重大な事項を含んだ協定書が、市議会等の議論も経ず、山本市長と実態のあいまいな団体との間で交わされていていることは、極めて不自然であると考えるが、その経過等について明らかにされたい。

更に、この公安文化協会について、監督官庁である総理府は、その目的、性格及び事業内容、予算、補助金等を明らかにするとともに、この世界のタマゴ博覧会は公安文化協会の目

的・性格に沿うものでないと考えられるが、なぜ後援・支援をしているのか、その理由についても併せて説明されたい。

三 石岡市農協の定款によると、二千万円以上の融資は、理事会の承認を得る必要があり、また、地区内に住所を有しない員外の者への融資は行わないことになっているにも拘らず、平成三年五月月中旬に同農協は、世界のタマゴ博覧会協会に二億二百万円を融資している。また、その債務保証として山本市長(公社理事長)が、中島助役(公社副理事長)の不可能であるという言葉を抑え、公社の理事会の承認もなしに、公社理事長名で債務保証に関する「確約書」を二通提出している。しかし農協組合長は、この「確約書」は自分の求めたものと違うとして、市長にまだされたと発言し、自らの責任を果たすため組合長は自分の土地を抵当にして県信連から借り入れ、肩代わりして農協に返済している。

こうした問題は、首長職と開発公社の理事長が同一人であることにも起因していると思われるが、責任を明確にするためにも、兼務体制を見直す必要があるのではないか。

また、組合長が県信連に提供した抵当物件についても十分な指導をすべきであると思うが見解についても不當評価ではないかとさえ言われている。この点についても農協の信頼性の確保のためにも十分な指導をすべきであると思うが見解を明らかにされたい。

四 組合長、協会、市の代表は、石岡市染谷地区の山林五ヘクタール(地主三十二人)の買収について、代金二億三千万円の契約を結んでいる。

は別に六億円を地権者に支払うという「覚書」を交わしたことが明らかとなっている。

これは、世界のタマゴ博覧会協会の名によつて、石岡市の協力を求めて常設展示館を建設するとして、巧みに国土利用計画法を切り抜ける地上げを計画したと言われかねないが、これは国土利用計画法違反とならないかどうか、明らかにされたい。

五 私は八月十七日に石岡警察署長と会い、この一連の事案について警察の態度を聞いた。署長は「刑事問題になるようなことは…」と言葉を濁すのみで、自殺した二人の立場や今までの一連の市政に対する抱いている市民の気持を汲み取った態度とは到底考えられなかつた。

もし仮に、公安文化協会が警察のOBによりて運営されている関係から、本件に関する捜査に手心を加えたとしたら、許しがたいと言わなければならぬ。警察庁は、市民に納得のいく捜査が行われるよう県警を督励する必要があると考えるが見解を示されたい。

六 自殺した二人は山本市長の最も身近にあって信頼して仕事を進めてきた人であるのに、市長は、道義的な責任を感じるが、行政的、法的な面においては関知しないと専ら二人の故人に責任をなすりつけている。遺族は、なんともやり切れない気持で一杯であるし、このような無責任な市長を持つたことに市民も呆れている。

市民の間では、市政も警察も更には市議会も信じられないとの声が満ちているが、このことについて関係省庁はどう対応する考え方が明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一二二第三号
平成三年九月十日

内閣総理大臣 海部 懐樹

衆議院議長 横内 義雄殿
衆議院議員竹内猛君提出茨城県石岡市における世界のタマゴ博覧会開催をめぐる市の行政責任及び農協の不正融資事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出茨城県石岡市における世界のタマゴ博覧会開催をめぐる市の行政責任及び農協の不正融資事件に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

御指摘の問題の経緯については、世界のタマゴ博覧会協会が財団法人公安文化協会の協賛の下に平成二年九月十四日から同月二十四日まで石岡市において「タマゴ万国博覧会」を開催したところであり、また、その開催に先立ち、同年七月十三日に石岡市長山本吉藏と世界のタマゴ博覧会協会会長中村謙との間に協定書が交わされており、現在、石岡市の議会において調査委員会を設置し、財団法人石岡市開発公社と石岡市農業協同組合との確約書及び石岡市と世界の

タマゴ博覧会協会との協定に関する内容と経過に関し調査を進めているところである旨の報告を茨城県から受けている。また、石岡市総合計画においては、「タマゴ万国博覧会」について言及されていないとの報告も茨城県から受けている。

財団法人公安文化協会は、警察官その他全公安官吏の教養の向上を図るとともに、公安問題

の実情について国民全体の理解普及に努め、もつて治安の維持確保のために官民協力の万全を期することを目的としている。

財団法人公安文化協会の事業は、資料の収集及び調査、研究会・講習会・展覧会等の開催その他宣伝普及事業、機関誌の発行配布並びに他の宣伝普及事業、機関誌の発行配布並びにその他目的達成のために必要な事業である。

財団法人公安文化協会の平成三年度の予算是、約三千二百万円であり、補助金等は計上されていない。

「タマゴ万国博覧会」については、財団法人公安文化協会の事業の一部を実施する場所を得るために協賛をしていたとの報告を受けている。

三について

地方公共団体の長が公益法人の理事長を兼ねることについては、公益法人の事業内容や地域の実情によっては有益であると認められる場合もあり、直ちにそのことが不適当であるとは言えないものとを考えている。

茨城県信用農業協同組合連合会が石岡市農業協同組合の組合長個人に融資した合計約二億二百万円に係る担保物件の評価額は、融資額に見合う適正なものであったと聞いている。

平成三年八月三十日提出
質問 第四号

BCCI(バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナル、本社ル・セントラル・ブルック)の経営破綻に関する質問主意書

提出者 松浦 利尚

BCCI(バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナル、本

社ル・セントラル・ブルック)の経営破綻に関する質問主意書

近年、金融の国際化が著しく進展しつつある中

で、本年七月、英國中央銀行がBCCIの粉飾会計を突き止めたことをきっかけとして、BCCIは米欧主要国の金融当局による営業停止及び資産凍結処分を受け、事実上の経営破綻に陥った。同行の営業内容等が明らかになるにつれ、世界的規

は、既に関係資料を収集するなど厳正公平な立場で実態の解明に当たつていると承知している。

六について

現在、石岡市の議会において調査委員会を設置して調査が進められているところであり、茨城県も、その状況を踏まえながら事実関係について把握していくとしているところであるので、その推移を見守つてしまいたい。

七について

また、国民の期待と信頼に応えるという立場から、警察当局において事実関係の解明に努め、刑罰法令に触れる事実があれば、適正に対処すべきことは当然であると考えている。

模で単に預金者、金融界にとどまらず衝撃波が広まっている。

我が国においても、同行東京支店が七月八日から臨時休業に入ったため、預金の引出しができず、経営不安に追い込まれる事業者がいる等深刻な事態を惹起している。

については次記事項について質問する。

一 BCCI 及び同グループの設立年月日、株主構成、資産状況、預金者数、預金残高、貸付残高、支店開設状況、営業活動状況等同行及び同グループの内容について可能な限り明らかにされたい。

二 同行については、昨年一月、麻薬資金のマネーロンダリングの疑いで米国の捜査当局に摘発されているが、それ以前からも問題の多い銀行として金融業界では広く知られていたとされているが、大蔵省がそらした情報を得た時期と内容を明らかにされたい。

三 同行の東京支店開設申請の打診時期、申請年月日、許可年月日、許可に際しての審査内容と米欧の銀行監督機関に対する同行に関する情報の入手の有無を明らかにされたい。

東京支店開設直前に、シンガポールが同国への同行支店開設を適格性に問題ありとして認めなかつたとされている事実にかんがみ、大蔵省の審査が甘かつたと思われるがどうか。

四 預金者にとっては、大蔵省が許可した銀行であるので不安を持たず取引をしていたことは明白である。

同行東京支店の預金残高、預金者数等を明らかにされたい。

支店開設許可をし、監督権限を有する大蔵省は、今日の事態に巻き込まれた預金者に対し、いかなる責任を負う考へであるか明確にされた。

また、預金の払戻しが早急に再開されるよう

各国の関係機関と精力的に作業を進めていくべきであると思うが、その取組方針と見通しを明

らかにされたい。

五 同行の東京支店の財産保全処分が米欧主要国に比べ大幅に遅れた理由、同行の解散等万一千の場合の東京支店の処分可能資産の内訳と金額を明らかにされたい。

六 当面、預金者の中で預金引出し不能のため経営不安に直面している中小・中堅企業等に対して、政府として責任を持つて超低利融資等の救済措置を早急に講ずべきと考えるが、具体的にどのような救済策を講ずる方針が明確にされた

はどの程度把握しているか明らかにされたい。

七 我が国の預金保険機構に在日外国銀行の加入を認めていないため、BCCI の東京支店預金者は預金保険で補償を受けることができない。

金融の国際化が急進展していく下で、在日外国銀行の営業活動も広範かつ大規模になりつつある。預金者保護のため、在日外国銀行を預金保険機構に加えていくことが必要だと考える。

政府の見解と対処方針を明らかにされたい。

八 BCCI 対する調査が進むにつれ、銀行としてあるまじき行為が相次いで表面化しつつある。

パキスタンの麻薬取引口座の開設、ペレスチナのテロリストの口座の開設、米中央情報局

(CIA)からアフガニスタン反政府ゲリラへの

送金、イスラム過激派ヒズボラによる欧米人誘拐の資金口座の開設、また、アルゼンチン、リビア、パキスタンが原子爆弾を購入するための秘密資金口座を置いていたという報道もある。

これらについての事実関係を大蔵省、外務省はどの程度把握しているか明らかにされたい。

九 大蔵省がBCCI 対する情報をある程度把握していれば、今回の同行の東京支店における預金引出し不能といった事態は未然に防止できたと考える。

今後一層グローバル化する金融活動の実態を照らし、かかる事態の再発防止のため、政府は国際間で早急に問題点を討議し、日常的な情報交換、共同監視、問題発生時の協調行動を効果的に行うようになることが最低限必要であると考える。

今回のBCCI 事件を教訓として、政府のこの種事件の再発防止策についての今後の取組方針を明確にされたい。

右質問する。

平成三年九月十日

内閣衆質一二一第四号

衆議院議長 櫻内 義雄殿
内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議員松浦利尚君提出BCCI (バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・イン・ターナシヨナル、本社ルクセンブルク) の経営破綻に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

箇国に四十七支店を有していた。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出BCCI (バン

ク・オブ・クレジット・アンド・コマード・ス・インター・ナショナル、本社ルクセント

ルク) の経営破綻に関する質問に対する答弁書

について

御質問のBCCI グループは、昭和四十七年に設立された。グループの持ち株会社である

BCCI ホールディングの主な株主は、アブダビ首長國のシェイク・カリファ・ビン・ザイード・アル・ナハヤーン殿下(持ち株比率三十五

パーセント)、アブダビ政府財務部(同二十九パーセント)及びアブダビ投資庁(同九パーセント)である。BCCI ホールディングの年次報告書によれば、グループ連結の資産規模は平成元年末で約二百三十五億ドル、預金残高は約八十五億ドル、貸付残高は約百二億ドルである。なお、預金者数については、不明である。

同グループは、平成三年六月末時点で、世界六十九箇国に三百六十五の拠点を有していた。

東京支店が属するBCCI・SA (バンク・オブ・クレジット・アンド・コマース株式会社) の略、以下同じ。)は、昭和四十七年に設立された。同行は、BCCI ホールディングの百パーセント子会社である。BCCI ホールディングの年次報告書によれば、BCCI・SA の平成

元年末の資産規模は約九十二億ドル、預金残高は約七十五億ドル、貸付残高は約三十八億ドルである。なお、預金者数については、不明である。同行は、平成三年六月末時点で、世界十三箇国に四十七支店を有していた。

「一・第四十六条の五）
五の二・第四十六条の五の三）に、「第三章の

「第三章 保健事業」を「第三章 保健事業等」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。
(一部負担金の額の改定)

当該外来一部負担金改定予定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものと

老人保健施設（第四十六条の六—第四十六条の十七）を「第三章の二 老人保健施設及び第二節 老人保健施設（第四十六条の七）を「第三章の二 老人保健施設及び第二節 指定老人訪問看護事業者

「七十」に改める。

第二条第一項中「又は地域」に改める。

5 この法律において「老人訪問看護事業」と第六条に次の二項を加える。

は、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人

(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認め

たものに限る。)に対し、その者の家庭において看護婦その他厚生省令で定める者が行う療

養上の世話又は必要な診療の補助（第二十五条）
条第三項に規定する保険医療機関等、第三十

一条の二第一項に規定する特定承認保険医療機関等又は老人保健施設により行われるもの

を除く。以下「老人訪問看護」という。」を行う事業をいう。

第七条第一項中「応じ、」の下に「この法律の規定による一部負担金及び拠出金並びに老人保

健施設に関する事項その他の」を加え、「及び第
四十六条の八第六項」を「第四十六条の五の二
第三項、第四十六条の八第六項及び第四十六条
の十七の五第四項」に改める。

第十二条第五号中「次条、第十七条、第二十一条から第三十二条まで及び第四十二条第三項を除き、以下同じ。」を削り、同条第五号の二中「第十七条の二、第三十二条の二及び第三十二条を除き、以下同じ。」を削り、同条第五号の三の次に次の二号を加える。

五の四 老人訪問看護療養費の支給

第十七条の三の次に次の二条を加える。

(老人訪問看護療養費の支給)

第十七条の四 老人訪問看護療養費の支給は、第四十六条の五の二第一項の規定により支給する給付とする。

第二十条中「対し、医療」の下に「(医療費の支給を含む。)」を加え、「及び老人保健施設療養費の支給」を「(医療費の支給を含む。)」老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給」に改め、「この節において」を削る。

第二十八条第一項第一号中「八百円」を「千円(次条第一項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)」に改め、同条第四項中「三百円」の下に「(次条第三項において準用する規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。)」を加え、改定されたときは、直近の同項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。」を加え、

第二十八条の二 前条第一項第一号の一部負担金については、千円（この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近のこの項の規定による改定後の当該一部負担金にあつては、当該額に当該端数を加えた額）とする。）に、当該年度の前年度の一件平均外来医療費額（すべての保険者に係る七十歳以上上の加入者等が一年の年度において同一の月に受けた第十七条第一号から第三号までに掲げる給付（当該給付に伴う同条第七号に掲げる給付を含み、同条第四号に掲げる給付に伴うものを除く。）その他これに準する給付として政令で定めるものに要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この項において同じ。）を平成元年度（この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度の前々年度）の一件平均外来医療費額で除して得た率を乗じて得た額（以下この項において「外来一部負担金改定予定額」という。）が、千円（この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近のこの項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。）を十円以上超え、又は十円以上下るに至った場合においては、その翌年度の四月以後、当該一部負担金の額を外来一部負担金改定予定額に改定する。ただし、

する。
前条第一項第一号の一部負担金について
は、八百円（この項の規定により当該一部負
担金の額が改定されたときは、直近のこの項
の規定による改定後の当該一部負担金の額
（当該額がこの項ただし書の規定によりそ
の端数を切り捨てられた後の額である場合にあ
つては、当該額に当該端数を加えた額）とす
る。）に、当該年度の前年度の一日平均入院医
療費額（すべての保険者に係る七十歳以上の
加入者等が一の年度において一日に一の保険
医療機関等（歯局を除く。）について受けた第
十七条第四号に掲げる給付（当該給付に伴う
同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げ
る給付を含む。第四十八条第一項において同
じ。）その他これに準ずる給付として政令で定
めるものに要した費用の額の平均額として厚
生省令で定めるところにより算定される額を
いう。以下この項において同じ。）を平成元年
度（この項の規定により当該一部負担金の額
が改定されたときは、直近の当該改定が行わ
れた年度の前々年度）の一日平均入院医療費
額で除して得た率を乗じて得た額（以下この
項において「入院一部負担金改定予定額」とい
う。）が、八百円（この項の規定により当該一
部負担金の額が改定されたときは、直近のこ
の項の規定による改定後の当該一部負担金の
額とする。）を十円以上超え、又は十円以下下
るに至った場合には、その翌年度の四
月以後、当該一部負担金の額を入院一部負担

金改定予定額に改定する。ただし、当該入院一部負担金改定予定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定は、前条第四項の一部負担金の額について準用する。この場合において、前項中「八百円」とあるのは、「三百円」と読み替えるものとする。

4 厚生大臣は、前三項の規定により一部負担金の額が改定されたときは、これらの規定による改定後の当該一部負担金の額を公示しなければならない。

第三十三条「医療」及び「特定療養費の支給」の下に「(医療費の支給を含む。)」を加える。

第三十四条「医療又は特定療養費の支給」を「医療(医療費の支給を含む。)又は特定療養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。)」に改める。

第二章中第四節の次に次の二節を加える。

第五節 老人訪問看護療養費の支給

第四十六条の五の二 市町村長は、老人医療受給対象者が都道府県知事の指定する者(以下「指定老人訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る老人訪問看護事業を行なう事業所により行われる老人訪問看護(以下「指定老人訪問看護」という。)を受けたときは、その老人医療受給対象者に対し、当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費の額は、当該指定老人訪問看護につき平均老人訪問看護費用額(指

定老人訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。)を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から、指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八条第一項第一号の一のときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会が定める額を控除した額とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聽かなければならない。

4 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

5 老人医療受給対象者が指定老人訪問看護事業者から指定老人訪問看護を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該指定老人訪問看護事業者に支払うべき当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該指定老人訪問看護事業者に支払うことができる。

第六節 研究開発の推進

第四十六条の五の四 国は、保健事業の健全化を除き、以下この款において同じ。)又は特定療養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。)に改める。

第三章中第四節の次に次の二節を加える。

(老人訪問看護療養費の支給)

第四十六条の五の二 市町村長は、老人医療受給対象者が都道府県知事の指定する者(以下「指定老人訪問看護事業者」という。)から当該

問看護事業者の老人訪問看護療養費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。(準用)

第三章の二中第四十六条の十七の次に次の二節を加える。

第四十六条の五の三 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条の二第二項、第三項及び第十項並びに第四十六条の二第二項の規定は、老人訪問看護療養費の支給について、第四十六条の三の規定は、指定老人訪問看護事業者について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 研究開発の推進

第四十六条の五の四 国は、保健事業の健全化を除き、以下この款において同じ。)又は特定療養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。)に改める。

5 前項の規定による支払があつたときは、老

人医療受給対象者に對し老人訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

6 市町村は、指定老人訪問看護事業者

の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

7 前各項に規定するもののか、指定老人訪

問看護事業者の老人訪問看護療養費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。(準用)

第三章の二中第四十六条の十七の二第一項の規定を「第三章第一節から第三節まで」に改める。

第三章の二中第四十六条の十七の次に次の二節を加える。

第四十六条の五の三 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条の二第二項、第三項及び第十項並びに第四十六条の二第二項の規定は、老人訪問看護事業者に對する申請により、老人訪問看護事業を行う事業所(以下単に「事業所」という。)とを行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条の五の二第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が、地方公共団体、医療法人、社

会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の看護婦その他の

従業者の知識及び技能並びに人員が、第四

十六条の十七の五第一項の厚生省令で定め

る基準及び同項の厚生省令で定める員数を

満たしていないとき。

三 申請者が、第四十六条の十七の五第一項

に規定する指定老人訪問看護の事業の運営

に関する基準に従つて適正な老人訪問看護

事業の運営をすることができないと認めら

れるとき。

第一節 老人保健施設

第四十六条の九第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六条の十七第二項中「第三章(第四節を

(指定老人訪問看護事業者の責務)

第四十六条の十七の三 指定老人訪問看護事業

者は、第四十六条の十七の五第一項に規定す

る指定老人訪問看護の事業の運営に関する基

準に従い、老人の心身の状況等に応じて自ら

適切な指定老人訪問看護を提供するものとし、いやしくも老人の福祉を損なうような指定老人訪問看護の事業の運営を行つてはならない。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)
第四十六条の十七の四 指定老人訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(事業の基準)

第四十六条の十七の五 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い、厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する

事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

(変更の届出等)

第四十六条の十七の六 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定老人訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第四十六条の十七の七 厚生大臣又は都道府県知事は、老人訪問看護療養費の支給に関する事務を必要があると認めるときは、指定老人訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者であつた者（以下この項において「指定老人訪問看護事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定老人訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者（指定老人訪問看護事業者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定老人訪問看護事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定老人訪問看護事業者又は当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、前条第一項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定老人訪問看護事業者がその

(指定の取消し)

第四十六条の十七の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六条の五の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六条の五第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

2 指定老人訪問看護事業者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定老人訪問看護の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 老人訪問看護療養費の請求に関する不正があつたとき。

四 指定老人訪問看護事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定老人訪問看護事業者又は当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、前条第一項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定老人訪問看護事業者がその

相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定老人訪問看護事業者が、不正の手段により第四十六条の五の二第一項の指定を受けたとき。

都道府県知事は、前項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消そうとするときは、当該指定老人訪問看護事業者に対する弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(公示)

第四十六条の十七の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六条の五の二第一項の指定をしたとき。

二 第四十六条の十七の六の規定による届出（同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るもの）があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消したとき。

（他の保健事業との関係）

第四十六条の十七の十 指定老人訪問看護は、第三章第一節から第三節までに規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

老人保健施設療養費の支給（以下「医療等」とい

う。」を「医療等」とし、「並びに」を「及び」に改め
る。

第四十八条第一項中「医療等」の下に「(医療

ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院

その他のこれに準ずる病院であつて政令で定め

るもの)の病床のうち、老人の心身の特性に応じ

た適切な看護が行われるものとして政令で定め

るもの(以下この項において「看護強化病床」と

いう。)について受ける第十七条第四号に掲げる

給付に限る。)特定療養費の支給(老人医療受

給対象者が看護強化病床について受ける政令で

定める療養に係るものに限る。)及び老人保健施

設療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」といいう。)を除く。)を加え、「並びに」を「老人保健施設療養費等に要する費用の十二分の六に相当する額並びに」に、「及び第四十六条の二第九項」を「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九条中「医療等に」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。)」に改め、「十分の二」を

の下に「老人保健施設療養費等に要する費用に

ついてはその十二分の四を」を加える。

第五十条中「医療等に」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。)」に改め、「十分の〇・五を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用に

ついてはその十二分の一を」を加える。

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「医療等に要する費用についてはその十分の二を」を「医療費等(老人保健施設療養費等を除く。)に要する費用に

ついてはその十分の二を」を「医療費等(老人保健施設療養費等を除く。)に要する費用に

ついてはその十分の二を」を「医療費等(老人保健施設療養費等を除く。)に要する費用に

用についてはその十分の二を、老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を改める。

第五十五条第一項中「の十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費見込額」という。)に、から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額

(市町村が当該年度において支弁する一

の保険者に係る七十歳以上の加入者等に

対する医療等に要する費用の見込額とし

て厚生省令で定めるところにより算定さ

れる額をいう。以下この条において同じ。)から調整対象外医療費見込額(当該

保険者が概算基準超過保険者(一の保険

者に係る七十歳以上の加入者等一人當た

りの老人医療費見込額として厚生省令で

定めるところにより算定される額をすべ

ての保険者に係る七十歳以上の加入者等

一人当たりの老人医療費見込額の平均額

として厚生省令で定めるところにより算

定される額(以下この号において「一人平

均老人医療費見込額」という。)で除して得

た率が、すべての保険者に係る七十歳

以上の加入者等一人当たりの老人医療費

見込額の分布状況等を勘案して政令で定

める率を超える保険者をいう。)である場

合における当該保険者に係る老人医療費

見込額のうち、一人平均老人医療費見込

額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるとおこにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)を控除して得た額に核算加入者調整率を乗じて得た額

二 調整対象外医療費見込額

六に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費額(第一項第一号イ)に改め、同項第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の老人保健施設療養費等概算率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等見込額

(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老

人保健施設療養費等に要する費用の見込額とし

て厚生省令で定めるところにより算定され

る額を超える部分として厚生省令で定め

るところにより算定される額をいう。ロ

において同じ。)を控除して得た額に確定

した額を乗じて厚生省令で定め

対象外医療費額(当該保険者が確定基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上

の加入者等一人当たりの老人医療費額

として厚生省令で定めるところにより算

定期される額をすべての保険者に係る七十

歳以上の加入者等一人当たりの老人医療

費額の平均額として厚生省令で定めると

ころにより算定される額(以下この号に

おいて「一人平均老人医療費額」という。)

で除して得た率が、前条第一項第一号イ

の政令で定める率を超える保険者をい

う。)である場合における当該保険者に係

る老人医療費額のうち、一人平均老人医

療費額に当該政令で定める率を乗じて得

た額を超える部分として厚生省令で定め

るところにより算定される額をいう。ロ

において同じ。)を控除して得た額に確定

した額を乗じて厚生省令で定め

るところにより算定される額をいう。ロ

第五十七条中「及び第四十六条の二第九項」を

「、第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十二条第一項中「又は老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改める。

第八十四条の二第一号中「第四十六条の九第

一項、第二項又は第四項」を「第四十六条の九第

一項又は第三項」に改める。

第八十六条中「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」を「医療、医療費の支給を含む。」、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、「第四十六条の五の三」を加える。

附則第一条の次に次の二条を加える。

(老人保健施設に係る対象者の特例)

第一条の二 当分の間、第六条第四項中「又はこれに準ずる状態にある老人(その)とあるのは「若しくはこれに準ずる状態にある老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの(これららの者)」と、第四

十六条の八第四項中「老人の」とあるのは「老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるものの」とする。
(老人福祉法の一部改正)

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十

三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改め

る。

第二章中第十三条の次に次の二条を加える。

(研究開発の推進)

第十三条の二 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具であつて身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者に使用させることを目的とするものの研究開

発の推進に努めなければならない。

(健康保険法の一部改正)

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」を「老人保健施設療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給又は老人訪問看護療養費ノ支給」に改める。

第五十九条の十二第二項第二号中「若しくは老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設

療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」に改める。

第六十九条の十五第一項中「及び老人保健施

設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給」に改め、同

条第五項中「第四十六条の五」の下に「及び第四

十六条の五の三」を加え、「若しくは老人保健施

設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支

給若しくは老人訪問看護療養費の支給(これら

の給付のうち)」、「若しくは老人保健施設療養

費の支給に」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給に」に、「若しくは老人保健施設療養費の支給と」を「老人保健施設療養費の支給と」に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若ハ老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費ノ支給」に、「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給」に改め、老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」に改め

くは老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費ノ支給に、「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給」に、「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給」に改め、老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」に改め

くは老人保健施設療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

附則に次の二項を加える。

被保險者又は被保險者タリシ者(此等ノ者ノ

中老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除キ初老期痴呆ニ因リ痴呆ノ状態ニアル者ニ限ル)ニシテ同法附則第一条の二ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同法第六条第四項ニ規定スル老人保健施設ニ就キ同法第四十六条の二第二項ニ規定スル施設療養(次項ニ於テ施設療養ト称ス)ヲ受

ケタルモノガ第四十四条ノ二ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於ケル當該療養費ノ額ハ第四十四条ノ三ノ規定ニ拘ラズ同法第

四十六条の二第四項ノ規定ニ依リ厚生大臣が定ムル額ヲ標準トシテ保険者ヲ定ム

前項ノ規定ハ被保險者ノ被扶養者ノ施設療養ニ係ル家族療養費ノ額、日雇特別被保險者

ニ於テ施設療養ト称ス)ヲ受ケタルモノガ第二十九

条ノ二ノ規定ニ拘ラズ同法第四十六条の二第二

四項ノ二ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ヲ受

クル場合ニ於ケル當該療養費ノ額ハ第二十九

条ノ三ノ規定ニ拘ラズ同法第四十六条の二第二

四項ノ規定ニ依リ厚生大臣が定ムル額ヲ標準

トシテ都道府県知事之ヲ定ム

前項ノ規定ハ被扶養者ノ施設療養ニ係ル家族

ニ於テ施設療養ト称ス)ヲ受ケタルモノガ第二十九

条ノ三ノ規定ニ拘ラズ同法第四十六条の二第二

四項ノ二ノ規定ニ依ル療養費ノ額ハ第二十九

「保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」に、「又は老人保健施設療養費の支給を「老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、同条第三項中「又は老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改める。

11 被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る。)であつて、同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老人保健施設について同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養を受けたものが第五十四条第一項又は第五十四条の二第四項の規定による療養費の支給を受ける場合における当該療養費の額は、第五十四条第三項(第五十四条の二第六項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらす、同法第四十六条の二第六項において準用する場合を含む。)を定める額を基準として、保険者が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中老人保健法第四十六条の九及び第八十四条の二の改正規定並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日
- 二 第一条中老人保健法の目次の改正規定、同

法第二条の改正規定、同法第六条に一項を加える改正規定、同法第七条の改正規定(及び第四十六条の八第六項)を「第四十六条の五第十六条の十七の五第四項」に改める部分に限る。)、同法第三章の章名の改正規定、同法第十二条を加える改正規定、同法第十七条の三の次に十三条及び第三十四条の改正規定、同法第三章中第四節の次に二節を加える改正規定、同法第三章の二の章名の改正規定、同法第三章の二中第四十六条の六の前に節名を付する改正規定、同法第四十六条の十七の改正規定、同法第三章の二中同条の次に一節を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定(及び第四十六条の二第九項)を「第四十六条の二第九項及び第四十九項」を「第四十六条の二第九項及び第四十一条の五の二第七項に改める部分及び「第四十六条の二第十項」の下に「第四十六条の五の三において準用する場合を含む。」)を加える部分に限る。)、同法第五十二条の改正規定(「並びに」を「及び」に改める部分に限る。)、同法第五十七条、第八十二条及び第八十六条の改正規定並びに同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに第二条から第五条までの規定並びに附則第十一条及び第十四条から第十八条までの規定 平成四年一月一日

て受けける医療その他のサービスの質に関する評価方法の研究に努めるとともに、同法第二十五条の規定により行われる医療に要する費用の額の包括的な算定等当該費用の額の算定の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、病院又は診療所において行われる付添看護その他の看護に際し、老人がその心身の特性に応じこれらの看護とその他の医療を一體的に管理の下に適切に受けることができるよう、必要な施策の推進に努めるものとする。

第四条 政府は、病院又は診療所において「施行日」という前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一条の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。)の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

第五条 第一条の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。)第四十七条から第五十条までの規定は、施行日以後に行われる新老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健

(医療費拠出金に関する経過措置)

第六条 平成二年度の概算医療費拠出金の額は、

金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第七条 平成三年度の概算医療費拠出金の額は、

新老健法第五十五条第一項の規定にかかるわら

ず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された平成二

年度の概算医療費拠出金の額の十二分の四に相当する額

二 次に掲げる額の合計額(次号において「施行日以後調整後老人医療費見込額」という。)に、

一から施行日以後老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額(市町村が平成二年度において支弁

する一の保険者に係る七十歳以上の加入者

等に対する施行日以後に行われる医療(医療費の支給を含む。)特定療養費の支給

(医療費の支給を含む。)、老人保健施設療

養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給

(次号において「医療等」という。)に要する

費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条

において同じ。)から施行日以後調整対象外

医療費見込額(当該保険者が概算施行日以

後基準超過保険者(一の保険者に係る七十

歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後

老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険

者に係る七十歳以上の加入者等一人当たり

の施行日以後老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。)を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十五条第四項の概算加入者調整率を乗じて得た額

イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額（市町村が平成三年度において支弁した二の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施 行日前に行われた医療（医療費の支給を含む。）特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。）から施行日前調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日前基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日前老人医療費額の平均額として厚生省令で定めることにより算定される額をすべての保険者をして得た率が、旧老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日前老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）を控除して得た額に平成三年度に係る旧老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成三年度において支弁した保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。）から施行日以後調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者（一）の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。））を除して得た率が、新老健法第五十五条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。）を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額

率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等額（市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた新老健法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう。）の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

（平成二年度の拠出金の額の変更等）

第九条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が平成二年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に適用する。

（老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備）

第十条 厚生大臣は、新老健法第四十六条の五の五第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び同条第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聞くことができる。

2 厚生大臣は、新老健法第四十六条の五の二第一項の基準及び新老健法第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、

(指定老人訪問看護事業者の責務)

第四十六条の十七の三 指定老人訪問看護事業者は、第四十六条の十七の五第二項に規定する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて自ら適切な指定老人訪問看護を提供するものとし、いやしくも老人の福祉を損なうような指定老人訪問看護の事業の運営を行つてはならない。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第四十六条の十七の四 指定老人訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(事業の基準)

第四十六条の十七の五 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するものほか、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人

訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。

5 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

6 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

検査させることができる。

2 第三十一条第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3 指定の取消し

第四十六条の十七の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六条の十七の五第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定老人訪問看護事業者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定老人訪問看護の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 老人訪問看護療養費の請求に関する不正があつたとき。

四 指定老人訪問看護事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定老人訪問看護事業者又は当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、前条第一項の規定により出頭を命ぜられても応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定老人訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定老人訪問看護事業者が、不正の手段により第四十六条の五の二第一項の指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消そうとするときは、当該指定老人訪問看護事業者に対する弁明の機会を与えないなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

3 第四十六条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六条の五の二第一項の指定をしたとき。

二 第四十六条の十七の六の規定による届出（同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るもの）があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十六条の五の二第一項の規定を取り消したとき。

四 第四十六条の十七の十 指定老人訪問看護は、

第三章第一節から第三節までに規定する医療

及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七條中「医療、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給（以下「医療等」といふ。）」を「医療等」、「並びに」を「及び」に改め

で定める療養に係るものに限る。」及び老人保健施設療養費の支給○(○及び老人訪問看護療養費の支給等)とふう。)を除く。)を加え、「並びに」を、老人保健施設療養費等に要する費用の十二分の六に相当する額並びにに、「及び第四十六条の二第九項」を、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「(第四十六条の五の三において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十九条中「医療等に」を「医療等(老人保健施設療養費等を除く。)に」に改め、「十分の二」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を」を加える。

第五十条中「医療等に」を「医療等(老人保健施

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「医療等を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一を」と加える。

第五十五条第一項中「の十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

次に掲げる額の合計額(次号において「調査後老人医療費見込額」という。)に、一から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額

(市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。)から調整対象外医療費見込額(当該保険者が概算基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「一人平均老人医療費見込額」という。)で除して

得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。)を控除して得た額に概算加入率を乗じて得た額の十分の七に相当する額イ 当該保険者に係る老人医療費額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額をいう。以下この条において同じ。)から調整対象外医療費額(当該保険者が確定基準超過保険者(一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算

一 調整対象外医療費見込額
二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設
療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の一

第五十五条第一項中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の老人保健施設療養費等概算率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等見込額（市町村が当該年度において支弁する）の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老

人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。)の総額を、各保険者に係る老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第五十六条第一項中「一の十分の七は前二項の額」を削り、同項各号を次のように改める。

第三二六条第二項中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第五十六、各第二頁中「前頁第一二号」と「第一頁費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

二 加入者調整率を乗じて得た額
口 調整対象外医療費額

た額を超える部分として厚生省令で定め
るところにより算定される額をいう。ロ
において同じ。)を控除して得た額に確定

う。)である場合における当該保険者に係る老人医療費額のうち、一人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得

において「一人平均老人医療費額」という。)で除して得た率が、前条第一項第一号イの政令で定める率を超える保険者をい

歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号に

超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額）をすべての保険者に係る七十

等の如き不因別等の要する費用の額をし
う。以下この条において同じ。)から調整
対象外医療費額(当該保険者が確定基準

イ 当該保険者に係る老人医療費額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額)、

率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

2 前項の老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等額(市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう。)の総額を、各保険者に係る老人医療費額の総額で除して得た率とする。

第五十七条中「及び第四十六条の二第二項」を「、第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の二第七項」に改め、「第四十六条の二第三十項」の下に「第四十六条の五の三において準用する場合を含む。」を加える。

第八十二条第一項中「又は老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改める。

第八十四条の二第一号中「第四十六条の九第一項、第二項又は第四項」を「第四十六条の九第一項又は第三項」に改める。

第八十六条中「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」を「医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)、老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、「第四十六条の五の下に「及び第四十六条の五の三」を加え。

附則第一条の次に次の二条を加える。

(老人保健施設に係る対象者の特例)

第一条の二 当分の間、第六条第四項中「又はこれに準ずる状態にある老人(そのとあるのは「若しくはこれに準ずる状態にある老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの(これらの者)と、第四

十六条の八第四項中「老人の」とあるのは「老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるものの」とする。

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改め。(老人福祉法の一部改正)

第二章中第十三条の次に次の二条を加える。

(研究開発の推進)

第十三条の二 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具であつて身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者に使用させることを目的とするもの的研究開発の推進に努めなければならない。

(健康保険法の一部改正)

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」を「老人保健施設療養費ニ係ル痴呆若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給又ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

第六十九条の十二第二項第二号中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設

設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支給」に改め、同

条第五項中「第四十六条の五」の下に「及び第四十六条の五の三」を加え、「若しくは老人保健施

設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費に係る療養の給付のうち」に、「若しくは老人保健施設療養費の支給に」を「老人訪問看護療養費の支給に」を、「老人保健施設療養費の支給に」に、「若しくは老人訪問看護療養費の支給と」を、「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

第五十条ノ九第二項中「若ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給若ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に改め。

第五十条ノ九第二項中「若ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「又ハ老人保健施設療養費ノ支給若ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に改め。

ニ於テ之ニ同ジノ施設療養ニ係ル療養費ノ額及日雇特例被保険者ノ被扶養者ノ施設療養

ニ係ル家族療養費ノ額ニ関シ之ヲ準用ス

(船員保険法の一部改正)

第三十一条第一項中「若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」を「老人保健施設療養費ニ係ル痴呆若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養」に改め。

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」を「老人保健施設療養費ニ係ル痴呆若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養」に改め。

第五十条ノ九第二項中「若ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「又ハ老人保健施設療養費ノ支給若ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に改め。

特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧老健法の規定による医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

（医療費拠出金に関する経過措置）

第六条 平成二年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第七条 平成三年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された平成三年度の概算医療費拠出金の額の十二分の四に相当する額

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費見込額」という。）に、一から施行日以後老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額見込額（市町村が平成三年度において支弁する一の保険者に係る施行日以後老人医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。）を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十五条第四項の概算加入者調整率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

ロ 施行日以後調整対象外医療費額

三 施行日以後調整後老人医療費見込額に施行日以後老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

四 施行日以後調整後老人医療費見込額（市町村が平成三年度において支弁する一の保険者に係る施行日以後に行われる医療（医療費の支給を含む。）、老人保健施設療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人訪問看護療養費の支給

（次条において「医療等」という。）に要する費用の見込額として厚生省令で定まるところにより算定される額をいう。以下この条

において同じ。）から施行日以後調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算施行日以後基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等）に係る施行日以後老人医療費見込額のうち、一人当たりの加入者等一人当たりの施行日以後調整対象外医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。）の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第八条 平成三年度の確定医療費拠出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日前老人医療費額見込額（市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る施行日以後老人医療費額見込額と同一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に對する施行日以後調整対象外医療費額を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

ロ 施行日前調整対象外医療費額

二 次に掲げる額の合計額（次号において「施行日以後調整後老人医療費額」という。）に、一から施行日以後老人保健施設療養費等確定率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る施行日以後老人医療費額（市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に對する施行日以前行われた医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額をいう。以下この号において同じ。）から施行日以後調整対象外医療費額（当該保険者が確定施行日以後基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「一人平均老人医療費額」という。）で除して得た率が、旧老健法第五十五条第一項の政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る施行日以後老人医療費額のうち、一

人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を想える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。)を控除して得た額に平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費額

三 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設療養費等額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた新老健法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう。)の総額を、各保険者による施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

(平成三年度の拠出金の額の変更等)

第十九条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が平成三年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備)

七の五第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び同条第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聴くことができる。

2 厚生大臣は、新老健法第四十六条の五の二第一項の基準及び新老健法第四十六条の十七の五第一項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

(老人保健施設に関する経過措置)

第十一^二条 旧老健法第四十六条の六第一項の許可に係る旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二^三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三^四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔國家公務員等共濟組合法の一部改正〕

第十四条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）の一部を次のように改正

第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

十六条第一項」とあるのは「組合員が第五十七条第七項において準用する第五十六条第一項」と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「第五十

七条第七項において準用する第五十六條第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

第十五条 地方公務員等共濟組合法（昭和三十七六

年法律第五五十一号) の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「若しくは老人保健施設

「療養費」を、「老人保健施設療養費若しくは老人

訪問看護療養費」又は老人保健施設療養費を、老人保健施設療養費又は老人訪問看護

療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は

老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費

第六十六條第三項中「又は老人訪問看護療養費」を改め、「

費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護

療養費」に改める。

項の表第九十六条第一項の項中「若しくは老人

保健施設療養費」を「老人保健施設療養費の支

給若しくは老人訪問看護療養費」に改める。
附則第十七条の次に次の一条を加える。

卷之三

地に関する從前の経過及び土地の利用状況並びに借地権設定者が土地の明渡しの条件として又は土地の明渡しと引換えに借地権者に對して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、述べることができない。

(建物の再築による借地権の期間の延長)

第七条 借地権の存続期間が満了する前に建物の滅失(借地権者又は転借地権者による取壊しを含む。以下同じ。)があった場合において、借地権者が残存期間を超えて存続すべき建物を建築したときは、借地権設定者は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の承諾があつた日又は建物が建築された日のいずれか早い日から二十年間存続する。ただし、残存期間がこれより長いとき、又は当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間による。

2 借地権者が借地権設定者に対し残存期間を超えて存続すべき建物を建築するにつき借地権設定者の承諾がある場合に限り、借地権は、承諾があつた日又は建物が建築された日のいずれか早い日から二十年間存続する。ただし、残存期間がこれより長いとき、又は当事者がこれより長い期間を定めたときは、その期間による。

3 前二項の場合においては、借地権は、地上権の放棄若しくは消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れがある日から三月を経過するところによって消滅する。

4 第一項に規定する地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利は、第二項に規定する地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利を制限する場合に限る。

5 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者が建物の建築を借地権者がする建物の建築とみなして、借地権者と借地権設定者との間にについて第一項の規定を適用する。(強行規定)

第六条 この節の規定に反する特約で借地権者に不利なものは、無効とする。

(第二節 借地権の効力)

(借地権の対抗力等)

第十条 借地権は、その登記がなくとも、土地の上に借地権者が登記している建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。

者との間について第一項の規定を適用する。

(借地契約の更新後の建物の滅失による解約等)

第八条 契約の更新後に建物の滅失があつた場合においては、借地権者は、地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができる。

できる。

2 前項の場合において、建物の滅失があつても、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があつた日及び建物を新たに建築する旨を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、借地権は、なお同項の効力を有する。ただし、建物の滅失があつた日から二年を経過した後においては、その前に建物を新たに建築し、かつ、その建物につき登記した場合に限る。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百六十六条规定第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に對抗することができる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。

4 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

(地代等増減請求権)

第十二条 借地権設定者は、弁済期の到来した最後の二年分の地代等について、借地権者がその土地において所有する建物の上に先取特権を有する。

第十三条 地代又は土地の借賃(以下この条及び次条において「地代等」という。)が、土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の地代等に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかるべき地代等を増額しない旨の特約がある場合に当たるときは、将来に向かって地代等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間地代等を増額しない旨の特約がある場合は、その定めに従う。

2 地代等の増額について当事者間に協議が調わないとときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代等を支払うことをもって足りる。ただ

し、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 地代等の減額について当事者間に協議が調わないとときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた地代等の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による支払の時からの利息を付してこれを返還しなければならない。

4 前三项の規定は、転借地権者がその土地において所有する建物について準用する。

(借地権設定者の先取特権)

第十四条 借地権設定者は、弁済期の到来した最後の二年分の地代等について、借地権者がその土地において所有する建物の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、地上権又は土地の賃貸借の登記をすることによって、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対しても優先する効力を有する。ただし、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに地上権又は土地の賃貸借の登記より前に登記された質権及び抵当権には後れる。

4 前三项の規定は、転借地権者がその土地において所有する建物について準用する。

(建物買取請求権)

第十五条 借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、

原により土地に附屬させた物を時価で買取るべきことを請求することができる。

2 前項の場合において、建物が借地権の存続期間が満了する前に借地権設定者の承諾を得ない

で残存期間を超えて存続すべきものとして新たに築造されたものであるときは、裁判所は、借地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができ

る。

3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間について適用する。

(第三者の建物買取請求権)

第十四条 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物その他借地権者が権原によって土地に附属させた物を取得した場合において、借地権設定者が賃借権の譲渡又は転貸を承諾しないときは、その第三者は、借地権設定者に対し、建物その他の借地権者が権原によつて土地に附属させた物を時価で買取るべきことを請求することができる。

(自己)借地権

第十五条 借地権を設定する場合においては、他の者と共に有することとなるとき限り、借地権設定者が自らその借地権を有することを妨げない。

2 借地権が借地権設定者に帰した場合であつても、他の者と共にその借地権を有するときは、その借地権は、消滅しない。

(施行規定)

第十六条 第十条、第十三条及び第十四条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利

なものは、無効とする。

第三節 借地条件の変更等

(借地条件の変更及び増改築の許可)

第十七条 建物の種類、構造、規模又は用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいてはその借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるにもかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。

2 増改築を制限する旨の借地条件がある場合において、土地の通常の利用上相当とすべき増改築につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、その増改築についての借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。

3 裁判所は、前二項の裁判をする場合において、当事者間の利益の衡平を図るために

の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができない旨を定めた場合を除き、裁判所は、借地権者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るた

め必要があるときは、延長すべき借地権の期間として第七条第一項の規定による期間と異なる期間を定め、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の裁判をするには、建物の状況、建物の滅失があった場合には滅失に至った

こと。

3 第一項の申立てがあつた場合において、裁判所が定める期間内に借地権設定者が自ら建物の譲渡及び賃借権の譲渡又は転貸を受ける旨の申立てをしたときは、裁判所は、同項の規定にかかるわらず、相当の対価及び転貸の条件を定めて、これを命ずることができる。この裁判においては、当事者双方に対し、その義務を同時に

履行すべきことを命ずることができる。

4 前項の申立てでは、第一項の申立てが取り下げられたとき、又は不適法として却下されたときは、その効力を失う。

5 第三項の裁判があつた後は、第一項又は第三項の申立てでは、当事者の合意がある場合でなければ取り下げることができない。

6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除

き、第一項から第三項まで又は前項の裁判をする前に鑑定委員会の意見を聽かなければならない。

(借地契約の更新後の建物の再築の許可)

第十八条 契約の更新の後において、借地権者がその建物の建築に係る許可を與えなければならない。

(借地契約の更新後の建物の再築の許可)

第十九条 借地権者が賃借権の目的である土地の上の建物を第三者に譲渡しようとする場合において、その第三者が賃借権を取得し、又は転借員会の意見を聽かなければならない。

7 前各項の規定は、転借地権が設定されている場合における転借地権者と借地権設定者の間にについて準用する。ただし、借地権設定者が第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。

(建物競売等の場合における土地の賃借権の譲渡の許可)

第二十条 第三者が賃借権の目的である土地の上の建物を競売又は公売により取得した場合において、その第三者が賃借権を取得しても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡を承諾しないときは、裁判所は、その第三者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。この場合において、当事者間の利益の衡平を図るために必要なときは、借地条件を変更し、又は財産上の給付を命ずることができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の申立てがあった場合に準用する。

3 第一項の申立ては、建物の代金を支払った後二月以内に限り、することができる。

4 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条の規定は、同条に規定する期間内に第一項の申立てをした場合に準用する。

5 前各項の規定は、転借地権者から競売又は公売により建物を取得した第三者と借地権設定者の間にについて準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならぬ。

(強行規定)

第二十二条 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む。)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合には、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

(建物譲渡特約付借地権)

第二十三条 借地権を設定する場合においては、第九条の規定にかかわらず、借地権を消滅させるため、その設定後三十年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

2 前項の特約により借地権が消滅した場合において、その借地権者又は建物の賃借人でその消滅後建物の使用又は収益を継続しているものが請求をしたときは、請求の時にその建物につきその借地権者又は建物の賃借人と借地権設定者との間で期間の定めのない賃貸借(借地権者が請求をした場合において、借地権の残存期間があるときは、その残存期間を存続期間とする賃貸借)がされたものとみなす。この場合においてをするには、借地権者の承諾を得なければならぬ。

(事業用借地権)

第二十四条 第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上二十年以下のとして借地権を設定する場合には、適用しない。

(定期借地権)

第二十五条 第三条から第八条まで、第十三条、第十七条、第十八条及び第二十二条から前条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用的に借地権を設定したことが明らかな場合に適用しない。

(一時使用目的の借地権)

第二十六条 第三条から第八条まで、第十三条、第十七条、第十八条及び第二十二条から前条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用的に借地権を設定したことが明らかな場合に適用しない。

(解約による建物賃貸借の終了)

第二十七条 建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から六月を経過することによって終了する。

2 前条第一項及び第三項の規定は、建物の賃貸借が解約の申入れによって終了した場合に準用する。

(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第二十八条 建物の賃貸人による第二十六条第一項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人(転借人を含む。以下この条において同じ。)が建物の使用又は収益を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経緯、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えて建物の賃借人に對して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当な事由があると認められる場合でなければ、することができない。

(建物賃貸借契約の更新等)

第二十九条 建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の一年前から六月前までの間に相手方に對して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、從前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

2 前項の通知をした場合であつても、建物の賃貸借の期間が満了した後建物の賃借人が使用又は収益を継続する場合において、建物の賃貸借人が同一の条件で契約を更新したものとみなす。

(強行規定)

第三十条 この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

第二節 建物賃貸借の効力

(建物賃貸借の対抗力等)

第三十一条 建物の賃貸借は、その登記がなくとも、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。

2 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。

3 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

(借賃増減請求権)

第三十二条 建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍同種の建物の借賃に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かって建物の借賃の額の増減を請求することができるのである。ただし、一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

2 建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃を支払うことをして足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 建物の借賃の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額

を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認められた額の建物の借賃の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた建物の借賃の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければならない。

(造作買取請求権)

第三十三条 建物の賃貸人の同意を得て建物に付加した賃、建具その他の造作があるのである場合には、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによって終了するときに、建物の賃貸人に對し、その造作を時価で買い取るべきことを請求することができる。建物の賃貸人は、建物の賃借人は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによって終了する場合には、

2 前項の規定は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによって終了する場合における建物の転借人と賃貸人との間にについて準用する。

(建物賃貸借終了の場合における転借人の保護)

第三十四条 建物の転貸借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申

入によって終了するときは、建物の賃貸人は、建物の転借人にその旨の通知をしなければ、その終了を建物の転借人に対抗することができない。

(借地上の建物の賃借人の保護)

第三十五条 借地権の目的である土地の上の建物につき賃貸借がされている場合において、借地

権の存続期間の満了によって建物の賃借人が土地を明け渡すべきときは、建物の賃借人が借地の存続期間が満了することをその一年前までに知らなかつた場合に限り、裁判所は、建物の賃借人の請求により、建物の賃借人がこれを知った日から一年を超えない範囲内において、土地の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

2 前項の規定により裁判所が期限の許与をしたときは、建物の賃貸借は、その期限が到来するごとに終了する。

(居住用建物の賃貸借の承継)

第三十六条 居住の用に供する建物の賃借人が相続なしに死亡した場合において、その当時婚姻又は縁組の届出をしていないが、建物の賃借人と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にあつた同居者があるときは、その同居者は、建物の賃借人の権利義務を承継する。ただし、相続人なしに死亡したことを知った後一月以内に建物の賃貸人に反対の意思を表示したときは、この限りではない。

2 前項本文の場合においては、建物の賃貸借関係に基づき生じた債権又は債務は、同項の規定により建物の賃借人の権利義務を承継した者に帰属する。

(強行規定)

第三十七条 第三十一条、第三十四条及び第三十五条の規定に反する特約で建物の賃借人又は転借人に不利なものは、無効とする。

(第四章 借地条件の変更等の裁判手続)

第三節 期限付建物賃貸借

2 建物の賃貸人が前項の通知をしたときは、建物の転貸借は、その通知がされた日から六月を経過することによって終了する。

(賃貸人の不在期間の建物賃貸借)

第三十八条 転勤、療養、親族の介護その他や

むを得ない事情により、建物を一定の期間自己の生活の本拠として使用することが困難であり、かつ、その期間の経過後はその本拠として使用することとなることが明らかな場合において、建物の賃貸借をするときは、その一定の期間を確定して建物の賃貸借の期間とする場合に限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九条の規定を適用しない。

2 前項の特約は、同項のやむを得ない事情を記載した書面によつてしなければならない。

(取壊し予定の建物の賃貸借)

第三十九条 法令又は契約により一定の期間を経過した後に建物を取り壊すべきことが明らかな場合において、建物の賃貸借をするときは、第三十条の規定にかかわらず、建物を取り壊すこととなる時に賃貸借が終了する旨を定めることができる。

2 前項の特約は、同項の建物を取り壊すべき理由を記載した書面によつてしなければならない。

(一時使用目的の建物の賃貸借)

第四十条 この章の規定は、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、適用品しない。

(管轄裁判所)

第四十一條 第十七條第一項、第二項若しくは第五項(第十八條第三項において準用する場合を含む)、第十八条第一項、第十九條第一項(同

条第七項において準用する場合を含む)若しく

は第三項（同条第七項並びに第二十条第一項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事件は、借地権の目的である土地の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。ただし、当事者の合意があるときは、その所在地を管轄する簡易裁判所が管轄することを妨げない。

（非訟事件手続法の準用及び最高裁判所規則）
第四十二条 特別の定めがある場合を除き、前条の事件に関しては、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編の規定を準用する。

ただし、同法第六条、第七条、第十五条及び第三十一条の規定は、この限りでない。

2 この法律に定めるもののほか、前条の事件に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。（裁判所職員の除斥等）

第四十三条 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定は、第四十一条の事件について準用する。（鑑定委員会）

2 鑑定委員は、三人以上の委員で組織する。

3 鑑定委員には、最高裁判所規則で定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（審問期日）

第四十五条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聽かなければならない。

2 当事者は、他の当事者の審問に立ち会うことができる。

（事実の探知及び証拏調べ）

第四十六条 裁判所は、職権で事実の探知をし、かつ、職権で又は申出により必要と認める証拏調べをしなければならない。

2 証拏調べについては、民事訴訟の例による。（審理の終結）

第四十七条 裁判所は、審理を終結するときは、審問期日においてその旨を宣言しなければならない。

（即時抗告）

第四十八条 第十七条第一項から第二項まで若しくは第五項（第十八条第三項において準用する場合を含む。）第十八条第一項、第十九条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）

2 若しくは第三項（同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による裁判に対しても、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

（和解及び調停）

第四十九条 前条第一項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

2 前項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

（裁判の效力が及ぶ者の範囲）

第五十条 前条第一項の裁判は、当事者又は最

た者

2 当事者が合意によって選定した者

（民事訴訟法第百五十四条の規定は、前

2 民事訴訟法第百五十四条の規定は、前

</

第一条第七項中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

(接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正)

第二十二条 接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

(國稅徵收法の一部改正)

第二十三条 國稅徵收法(昭和三十四年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第十三條(土地所有者等の先取特權)」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

第四十九号)第十三條(土地所有者等の先取特權)」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

第二十四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第八条ノ二第一項、第二項若しくは第五項、第九条ノ二第一項(第九条ノ四において準用する場合を含む。)又は第九条ノ三第一項(第九条ノ四において準用する場合を含む。)」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

(農業組合法の一部改正)

第二十七条 農業組合法(昭和五十五年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

第九条第二項第四号中「借地法第十四条ノ一二」を「借地借家法第四十一条」に改め、同項第五号中「借地法第十四条ノ三第一項」を「借地借家法第四十二条第一項」に改める。

別表第一の二三の項中「借地法第十四条ノ一二」を「借地借家法第四十二条」と、「借地法第八号ノ二第一項」を「借地借家法第十七条第一項」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第二十五条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第十三條(土地所有者等の先取特權)」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

第四条第一項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一條」を「借地借家法(平成三年法律第五号)」に改める。

第二十六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 借地借家法案(内閣提出、百二十二回国会開法第八二号)に関する報告書

理由

社会経済情勢の変化に伴う、借地及び借家の関係の当事者の権利調整を合理化するため、借地の存続期間についての規制をより適正にするとともに、確定期限で終了する借地契約及び借家契約について定め、借地契約の更新後の建物の建築について当事者の権利調整を図る制度を新設し、あわせて借地及び借家関係の終了の要件である正当事由を明確にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 更新のない借地権という性格を有する定期借地権の制度を導入することとし、一定の要件のもとに、三つの類型の定期借地権を認める

こととする。

5 貸主に転居等のやむを得ない事情がある場合に、確定期限で終了する借家関係を認める

こととする。

議案の目的及び要旨

本案は、現行の借地法及び借家法が、その基本的な枠組みが固まつた昭和十六年から今日までの間の社会・経済情勢の大きな変化、特に土地・建物の利用に対する需要の多様化に対応しきれていない状況になつてゐることに伴なつて、より利用しやすい借地・借家関係を実現するため、借地法、借家法及び建物保護に関する法律を統合した単行法を制定し、現行法の基本的な枠組みである借地権の存続期間、借地・借家契約の更新等の仕組みを見直してより公平

なものとするほか、新しい類型の借地・借家関係を創設するなどの改善を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 借地権の存続期間を、原則として、当初は三十年、更新後は十年とする。

2 借地契約の更新後に建物が滅失した場合、新たな建物の築造には貸主の承諾を要するものとするとともに、非証事件手続をもつて貸主の承諾に代わる裁判所の許可を得ることができるようとする。

3 借地・借家関係の解消の要件となつている「正当の事由」の判断要素として、貸主及び借主が使用を必要とする事情のほか、従前の経緯、土地・建物の利用状況等を明示することとする。

4 更新のない借地権という性格を有する定期借地権の制度を導入することとし、一定の要件のもとに、三つの類型の定期借地権を認める

こととする。

5 貸主に転居等のやむを得ない事情がある場合に、確定期限で終了する借家関係を認める

こととする。

6 この法律の施行前に既に存在する借地・借家関係については、この法律の更新関係の規定の適用をしないものとする。

7 本案は、借地・借家関係の当事者の権利調整を合理化するため、借地権の存続期間についての規制をより適正にするとともに、確定期限で終了する借地契約及び借家契約について定め、

借地契約の更新後の建物の築造について当事者の権利調整を図る制度を新設し、併せて借地及

び借家関係の終了の要件である正当事由を明確にする等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、借地契約の更新後の存続期間を、最初の更新に限り二十年とするとともに、借家関係の諸規定から「又は収益」の字句を削除し、用語を統一する必要があるのと、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成三年九月十日

法務委員長 伊藤 公介

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び
—は修正)

借地借家法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 借地
第一節 借地権の存続期間等(第三条・第九条)

第二章 総則(第十一条・第十六条)
第三節 借地条件の変更等(第十七条・第二十一条)

第四節 定期借地権等(第二十二条・第二十一条)

第五節

第六節

第七節

第八節

第九節

第十節

第十一節

第十二節

第十三節

第十四節

第十五節

第十六節

第十七節

第十八節

第十九節

第二十節

第二十一節

第二十二節

第二十三節

第二十四節

第二十五節

第二十六節

第二十七節

第二十八節

第二十九節

第三十節

第三十一節

第三十二節

第三十三節

第三十四節

第三十五節

第三十六節

第三十七節

第三十八節

第三十九節

第四十節

第四十一節

第四十二節

第四十三節

第四十四節

第四十五節

第四十六節

第四十七節

第四十八節

第四十九節

第五十節

第五十一節

第五十二節

第五十三節

第五十四節

第五十五節

第五十六節

第五十七節

第五十八節

第五十九節

第六十節

第六十一節

第六十二節

第六十三節

第六十四節

第六十五節

第六十六節

第六十七節

第六十八節

第六十九節

第七十節

第七十一節

第七十二節

第七十三節

第七十四節

第七十五節

第七十六節

第七十七節

第七十八節

第七十九節

第八十節

第八十一節

第八十二節

第八十三節

第八十四節

第八十五節

第八十六節

第八十七節

第八十八節

第八十九節

第九十節

第九十一節

第九十二節

第九十三節

第九十四節

第九十五節

第九十六節

第九十七節

第九十八節

第九十九節

第一百節

第一百一節

第一百二節

第一百三節

第一百四節

第一百五節

第一百六節

第一百七節

第一百八節

第一百九節

第一百十節

第一百十一節

第一百十二節

第一百十三節

第一百十四節

第一百十五節

第一百十六節

第一百十七節

第一百十八節

第一百十九節

第一百二十節

第一百二十一節

第一百二十二節

第一百二十三節

第一百二十四節

第一百二十五節

第一百二十六節

第一百二十七節

第一百二十八節

第一百二十九節

第一百三十節

第一百三十一節

第一百三十二節

第一百三十三節

第一百三十四節

第一百三十五節

第一百三十六節

第一百三十七節

第一百三十八節

第一百三十九節

第一百四十節

第一百四十一節

第一百四十二節

第一百四十三節

第一百四十四節

第一百四十五節

第一百四十六節

第一百四十七節

第一百四十八節

第一百四十九節

第一百五十節

第一百五十一節

第一百五十二節

第一百五十三節

第一百五十四節

第一百五十五節

第一百五十六節

第一百五十七節

第一百五十八節

第一百五十九節

第一百六十節

第一百七十一節

第一百七十二節

第一百七十三節

第一百七十四節

第一百七十五節

第一百七十六節

第一百七十七節

第一百七十八節

第一百七十九節

第一百八十節

第一百八十一節

第一百八十二節

第一百八十三節

第一百八十四節

第一百八十五節

第一百八十六節

第一百八十七節

第一百八十八節

第一百八十九節

第一百九十節

第一百九十一節

第一百九十二節

第一百九十三節

第一百九十四節

第一百九十五節

第一百九十六節

第一百九十七節

第一百九十八節

第一百九十九節

第二百節

第二百一節

第二百二節

第二百三節

第二百四節

第二百五節

第二百六節

第二百七節

第二百八節

第二百九節

第二百十節

第二百十一節

第二百十二節

第二百十三節

第二百十四節

第二百十五節

第二百十六節

第二百十七節

第二百十八節

第二百十九節

第二百二十節

第二百二十一節

第二百二十二節

第二百二十三節

第二百二十四節

第二百二十五節

第二百二十六節

第二百二十七節

第二百二十八節

第二百二十九節

第二百三十節

第二百三十一節

第二百三十二節

第二百三十三節

第二百三十四節

第二百三十五節

第二百三十六節

第二百三十七節

第二百三十八節

第二百三十九節

第二百四十節

第二百四十一節

第二百四十二節

第二百四十三節

第二百四十四節

第二百四十五節

第二百四十六節

第二百四十七節

第二百四十八節

第二百四十九節

第二百五十節

第二百五十一節

第二百五十二節

第二百五十三節

第二百五十四節

第二百五十五節

第二百五十六節

第二百五十七節

第二百五十八節

第二百五十九節

第二百六十節

第二百六十一節

第二百六十二節

第二百六十三節

第二百六十四節

第二百六十五節

第二百六十六節

第二百六十七節

第二百六十八節

第二百六十九節

第二百七十節

第二百七十一節

第二百七十二節

第二百七十三節

第二百七十四節

第二百七十五節

第二百七十六節

第二百七十七節

第二百七十八節

第二百七十九節

第二百八十節

第二百八十一節

第二百八十二節

第二百八十三節

第二百八十四節

第二百八十五節

第二百八十六節

第二百八十七節

第二百八十八節

第二百八十九節

第二百九十節

第二百九十一節

第二百九十二節

第二百九十三節

第二百九十四節

第二百九十五節

第二百九十六節

第二百九十七節

官報(号外)

2 前項に規定する場合において、借地権者が借地権設定者の承諾を得ないで残存期間を超えて存続すべき建物を建築したときは、借地権設定者は、地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができる。

3 前二項の場合においては、借地権者は、地上権の放棄若しくは消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れがあつた日から三月を経過するこ^とによつて消滅する。

4 第一項に規定する地上権の放棄又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利は、第二項に規定する地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをする権利を制限する場合に限り、制限することができる。

5 転借地権が設定されている場合においては、転借地権者がする建物の建築を借地権者がする建物の建築とみなして、借地権者と借地権設定者との間にについて第二項の規定を適用する。

(強行規定)
第九条 この節の規定に反する特約で借地権者に不利なものは、無効とする。

(借地権の対抗力等)
第十一条 借地権は、その登記がなくとも、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもつて第三者に対抗することができる。

2 前項の場合において、建物の滅失があつても、借地権者が、その建物を特定するために必要な事項、その滅失があつた日及び建物を新たに建築する旨を土地の上の見やすい場所に掲示するときは、借地権は、なお同項の効力を有す

る。ただし、建物の滅失があつた日から二年を経過した後においては、その前に建物を新たに建築し、かつ、その建物につき登記した場合に限る。

4 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。

4 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。

(地代等増減請求権)
第十一條 地代又は土地の賃貸(以下この条及び次条において「地代等」という。)が、土地に対する租税その他の公課の増減により、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の地代等に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かって地代等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間地代等を増減しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

2 地代等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認めるところは、これをもつて第三者に対抗することができる。

3 前二項の規定は、転借地権者がその土地において所有する建物について準用する。

(建物質取請求権)
第十三條 借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附屬させた物を時価で買取ることを請求する。

2 前項の場合において、建物の滅失があつても、支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 地代等の減額について当事者間に協議が調わ

当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の地代等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた地代等の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による支払を請求する。

3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。

(第三者の建物質取請求権)

第十二条 借地権設定者は、弁済期の到来した最後の二年分の地代等について、借地権者がその土地において所有する建物の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、地上権又は土地の賃貸借の登記をすることによって、その効力を保存する。

3 第一項の先取特権は、他の権利に対し優先する効力を有する。ただし、共益費用、不動産保存及び不動産工事の先取特権並びに地上権又は土地の賃貸借の登記より前に登記された質権及び抵当権には後れる。

4 前二項の規定は、転借地権者がその土地において所有する建物について準用する。

(自)借地権
第十五条 借地権を設定する場合においては、他の者と共に有することとなる限り、借地権設定者が自らその借地権を有することを妨げない。

2 借地権が借地権設定者に帰した場合であつても、他の者と共にその借地権を有するときは、その借地権は、消滅しない。

(強行規定)
第十六条 第十条、第十三条及び第十四条の規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

2 借地権が借地権設定者に帰した場合であつても、他の者と共にその借地権を有するときは、その借地権は、消滅しない。

(借地条件の変更等)
第十七条 建物の種類、構造、規模又は用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更、付近の土地の利

地権設定者の請求により、代金の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができない。

3 前二項の規定は、借地権の存続期間が満了した場合における転借地権者と借地権設定者との間について準用する。

官報号外

用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいてはその借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるにもかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。

2 増改築を制限する旨の借地条件がある場合において、土地の通常の利用上相当とすべき増改築につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、借地権者の申立てにより、その増改築についての借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。

3 裁判所は、前二項の裁判をする場合において、当事者間の利益の衡平を図るためにおいて、当事者間の利益の衡平を図るために必要なときは、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができる。

4 裁判所は、前三項の裁判をするには、借地権の残存期間、土地の状況、借地に関する従前の経過その他一切の事情を考慮しなければならない。

5 転借地権が設定されている場合において、必要があるときは、裁判所は、転借地権者の申立てにより、転借地権とともに借地権につき第一項から第三項までの裁判をすることができる。

6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除き、第一項から第三項まで又は前項の裁判をする前に鑑定委員会の意見を聴かなければならぬ。

(借地契約の更新後の建物の再築の許可)

第十八条 契約の更新の後において、借地権者が

残存期間を超えて存続すべき建物を新たに築造することにつきやむを得ない事情があるにもかかわらず、借地権設定者が地上権の消滅の請求又は土地の賃貸借の解約の申入れをすることができるときは、借地権設定者が地上権の消滅の請求に代わる許可を与えることができる。このことができない旨を定めた場合を除き、裁判所は、借地権者の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。

2 増改築を制限する旨の借地条件がある場合において、当事者間の利益の衡平を図るために必要なときは、延長すべき借地権の期間として第七条第一項の規定による期間と異なる期間を定め、他の借地条件を変更し、財産上の給付を命じ、その他相当の処分をすることができる。

3 裁判所は、前項の裁判をするには、建物の状況、建物の滅失があった場合には滅失に至った事情、借地に関する従前の経過、借地権設定者及び借地権者(転借地権者を含む)が土地の使用を必要とする事情その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の裁判をする場合に準用する。

(土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可)

第十九条 借地権者が賃借権の目的である土地の上の建物を第三者に譲渡しようとする場合において、その第三者が賃借権を取得し、又は転借権をもつた場合にあっては、その効力を失う。

5 第二項の裁判があつた後は、第一項又は第三項の申立てでは、当事者の合意がある場合でなければ取り下げることができない。

6 裁判所は、特に必要がないと認める場合を除き、第一項又は第三項の裁判をする前に鑑定委員会の意見を聴かなければならない。

7 前各項の規定は、転借地権が設定されている場合における転借地権者と借地権設定者との間にについて準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。

2 裁判所は、前項の裁判をするには、前項の申立てがあった場合において、当事者間の利益の衡平を図るために必要なときは、借地権設定者が自ら建物の譲渡又は転貸を必要とする事情その他一切の事情を考慮しなければならない。

3 第一項の申立てでは、建物の代金を支払った後履行すべきことを命ずることができる。

4 前項の申立てでは、第一項の申立てが取り下げられたとき、又は不適法として却下されたときは、その効力を失う。

5 第二項から第六項までの規定は、前項の申立てがあった場合に準用する。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の申立てでは、建物の代金を支払った後一月以内に限り、することができる。

3 第一項の申立てでは、建物の代金を支払った後一月以内に限り、することができる。

4 民事調停法(昭和二十六年法律第二百一十二号)第十九条の規定は、同条に規定する期間内に第一項の申立てをした場合に準用する。

5 前各項の規定は、転借地権者から競売又は公売により建物を取得した第三者と借地権設定者との間にについて準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。

6 前各項の規定は、転借地権が設定されている場合における転借地権者と借地権設定者との間にについて準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。

7 前各項の規定は、転借地権が設定されている場合における転借地権者と借地権設定者との間にについて準用する。ただし、借地権設定者が第二項において準用する前条第三項の申立てをするには、借地権者の承諾を得なければならない。

(強行規定)

第十二条 第十七条から第十九条までの規定に反する特約で借地権者又は転借地権者に不利なものは、無効とする。

第四節 定期借地権等

(定期借地権)

第二十二条 存続期間を五十年以上として借地権を設定する場合においては、第九条及び第十六条の規定にかかわらず、契約の更新(更新の請求及び土地の使用の継続によるもの)及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。この場合においては、その特約は、公正証書による等書面によつてしなければならない。

(建物譲渡特約付借地権)

第二十三条 借地権を設定する場合においては、第九条の規定にかかわらず、借地権を消滅させるため、その設定後三十年以上を経過した日に借地権の目的である土地の上の建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めることができる。

2 前項の特約により借地権が消滅した場合において、その借地権者は建物の賃借人でその消滅後建物の使用又は収益を継続しているものが請求をしたときは、請求の時にその建物につきその借地権者又は建物の賃借人と借地権設定者との間で期間の定めのない賃貸借(借地権者が請求をした場合において、借地権の残存期間があるときは、その残存期間を存続期間とする賃貸借)がされたものとみなす。この場合において、建物の借賃は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(事業用借地権)

第二十四条 第三条から第八条まで、第十三条及び第十八条の規定は、専ら事業の用に供する建物の転借人がする建物の使用又は収益の継続

物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を十年以上二十年以下の間にわたる場合においては、定期借地権として借地権を設定する場合には、適用しない。

2 前項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によつてしなければならない。

(一時使用目的の借地権)

第二十五条 第三条から第八条まで、第十三条、第十七条、第十八条及び第二十二条から前条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用のため借地権を設定したことが明らかな場合には、適用しない。

2 前項及び第三項の規定は、建物の賃貸借が解約の申入れによって終了した場合に準用する。

(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第二十六条 建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の一年前から六月前までの間に相手方に對して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかつたときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

2 前項の通知をした場合であつても、建物の賃貸借の期間が満了した後建物の賃借人が使用又は収益を継続する場合において、建物の賃貸人が遲滞なく異議を述べなかつたときも、同項と同様とする。

3 建物の転貸借がされている場合においては、建物の転借人がする建物の使用又は収益の継続

続とみなして、建物の賃借人と賃貸人との間にについて前項の規定を適用する。

(解約による建物賃貸借の終了)

第二十七条 建物の賃貸人が賃貸借の解約の申入れをした場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から六月を経過することによつて終了する。

2 前項及び第三項の規定は、建物の賃貸借が解約の申入れによって終了した場合に準用する。

(借賃増減請求権)

第三十二条 建物の借賃が、土地若しくは建物に対する租税その他の負担の増減により、土地若しくは建物の価格の上昇若しくは低下その他の

必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えて建物の賃借人に對して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができる。

2 建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないとときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃を支払うことをもつて足りる。ただし、一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

2 建物の借賃の増額について当事者間に協議が調わないとときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 建物の借賃の減額について当事者間に協議が調わないとときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の建物の借賃の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において

第三十条 この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

(施行規定)

第三十一条 建物の賃貸借は、その登記がなくて

も、建物の引渡しがあったときは、その後その建物について物権を取得した者に対し、その効力を生ずる。

(民法第五百六十六条规定の第一項及び第三項の規定)

は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。

(民法第五百三十三条规定の規定)

3 民法第五百三十三条规定は、前項の場合に準用する。

(建物賃貸借の期間)

第二十九条 期間を一年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなす。

(施行規定)

第三十二条 この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

(建物賃貸借の対抗力等)

第三十三条 建物の賃貸借は、その登記がなくて

て、既に支払を受けた額が正当とされた建物の賃貸の額を超えるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時からの利息を付してこれを返還しなければならない。

(造作買取請求権)

第三十三条 建物の賃貸人の同意を得て建物に付加した賃、建具その他の造作がある場合には、建物の賃借人は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の中入れによって終了するときに、建物の賃貸人に対し、その造作を時価で買取るべきことを請求することができる。建物の賃貸人から買い受けた造作についても、同様とする。

2 前項の規定は、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによって終了する場合における建物の賃借人と賃貸人ととの間について準用する。

(建物賃貸借終了の場合における転借人の保護)

第三十四条 建物の賃貸借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによって終了するときは、建物の賃貸人は、建物の賃借人にその旨の通知をしなければ、その終了を建物の賃借人に対抗することができない。

2 建物の賃貸人が前項の通知をしたときは、建物の転貸借は、その通知がされた日から六月を経過することによって終了する。

(借地上の建物の賃借人の保護)

第三十五条 借地権の目的である土地の上の建物につき賃貸借がされている場合において、借地権の存続期間の満了によって建物の賃借人が土地を明け渡すべきときは、建物の賃借人が借地権の存続期間が満了することをその一年前まで

に知らなかつた場合に限り、裁判所は、建物の賃借人の請求により、建物の賃借人がこれを知つた日から一年を超えない範囲内において、土地の明渡しにつき相当の期限を許与することができる。

(居住用建物の賃貸借の承継)

2 前項の規定により裁判所が期限の許与をしたときは、建物の賃貸借は、その期限が到来することによって終了する。

(居住用建物の賃貸借の承継)

第三十六条 居住の用に供する建物の賃借人が相続人なしに死亡した場合において、その当時婚姻又は縁組の届出をしていないが、建物の賃借人と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にあつた同居者があるときは、その同居者は、建物の賃借人の権利義務を承継する。ただし、相続人なしに死亡したことを知つた後一月以内に建物の賃借人に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(施行規定)

2 前項本文の場合においては、建物の賃貸借関係に基づき生じた債権又は債務は、同項の規定により建物の賃借人の権利義務を承継した者に帰属する。

(施行規定)

第三十七条 第三十二条、第三十四条及び第三十一条の規定に反する特約で建物の賃借人又は転借人に不利なものは、無効とする。

(建物賃貸借)

第三十八条 転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、建物を一定の期間自己の生活の本拠として使用することが困難であり、かつ、その期間の経過後はその本拠として

使用することとなることが明らかな場合において、建物の賃貸借をするときは、その一定の期間を確定して建物の賃貸借の期間とする場合に限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。

この場合には、第二十九条の規定を適用しない。

2 前項の特約は、同項のやむを得ない事情を記載した書面によつてしなければならない。

(取壊し予定の建物の賃貸借)

第三十九条 法令又は契約により一定の期間を経過した後に建物を取り壊すべきことは、第三十条の規定にかかわらず、建物を取り壊すこととなる時に賃貸借が終了する旨を定めることができ。

(取壊し予定の建物の賃貸借)

2 前項の特約は、同項の建物を取り壊すべき事由を記載した書面によつてしなければならない。

(取壊し予定の建物の賃貸借)

第四十条 この章の規定は、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、適用しない。

(一時使用目的の建物の賃貸借)

第四十二条 特別の定めがある場合を除き、前条の事件に関しては、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。

ただし、同法第六条、第七条、第十一条及び第三十二条の規定は、この限りでない。

2 この法律に定めるもののほか、前条の事件に

関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(裁判所職員の除斥等)

第四十三条 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の規定は、第四十二条の事件について準用する。

(裁判所職員の除斥等)

第四十四条 鑑定委員会は、三人以上の委員で組織する。

2 鑑定委員は、次に掲げる者の中から、事件

とに、裁判所が指定する。ただし、特に必要があるときは、それ以外の者の中から指定するこ

とを妨げない。

(鑑定委員会)

第四十五条 借地条件の変更等の裁判手続

(管轄裁判所)

第四十六条 鑑定委員会は、三人以上の委員で組

合を含む。)に規定する事件は、借地権の目的である土地の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。ただし、当事者の合意があるときは、そ

の所在地を管轄する簡易裁判所が管轄することを妨げない。

(非訟事件手続法の準用及び最高裁判所規則)

2 特別の定めがある場合を除き、前条の事件に関しては、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。

ただし、同法第六条、第七条、第十一条及び第三十二条の規定は、この限りでない。

2 この法律に定めるもののほか、前条の事件に

関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(裁判所職員の除斥等)

第四十七条 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の規定は、第四十二条の事件について準用する。

(鑑定委員会)

2 鑑定委員は、次に掲げる者の中から、事件

とに、裁判所が指定する。ただし、特に必要があるときは、それ以外の者の中から指定するこ

とを妨げない。

(鑑定委員会)

2 鑑定委員には、最高裁判所規則で定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(審問期日)

第四十五条 裁判所は、審問期日を開き、当事者の陳述を聽かなければならない。

2 当事者は、他の当事者の審問に立ち会うことができる。

(事実の探知及び証拠調べ)

第四十六条 裁判所は、職権で事実の探知をし、かつ、職権で又は申出により必要と認める証拠調べをしなければならない。

2 証拠調べについては、民事訴訟の例による。(審理の終結)

第四十七条 裁判所は、審理を終結するときは、審問期日においてその旨を宣言しなければならない。

(即時抗告)

第四十八条 第十七条第一項から第三項まで若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む)、第十九条第一項、第二十条第一項(同条第七項並びに第三項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む)の規定による裁判は、その効力を生じた後六月以内に借地権者が建物の譲渡をしないときは、その効力を失う。ただし、この期間は、その裁判において伸長し、又は短縮することができる。

第五十二条 民事訴訟法第百三十六条及び第二百三條(和解に関する部分に限る)並びに民事調停法第二十条の規定は、第四十一条の事件について準用する。

(事件の記録の閲覧等)

第五十三条 当事者及び利害関係を説明した第三者は、裁判所書記官に対し、第四十一条の事件の記録の閲覧若しくは臘写、その正本、臘本若しくは抄本の交付又は同条の事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、閲覧又は臘写については、記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、この限りでない。

(裁判の効力が及ぶ者の範囲)

第四十九条 前条第一項の裁判は、当事者又は最終の審問期日の後裁判の確定前の承継人に対する効力を有する。

(給付を命ずる裁判の効力)

第五十条 第十七条第三項若しくは第五項(第十八条第三項において準用する場合を含む)、第十八条第一項、第十九条第三項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む)又は第二十条第一項(同条第五項において準用する場合を含む)の規定による裁判で給付を命ずるのは、強制執行に関しては、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(譲渡又は転貸の許可の裁判の失効)

第五十一条 第十九条第一項(同条第七項において準用する場合を含む)の規定による裁判は、その効力を生じた後六月以内に借地権者が建物の譲渡をしないときは、その効力を失う。ただし、この期間は、その裁判において伸長し、又は短縮することができる。

第五十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建物保護に関する法律等の廃止)

第一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 建物保護に関する法律(明治四十二年法律第十四号)

二 借地法(大正十年法律第四十九号)

三 借家法(大正十年法律第五十号)

(旧借地法の効力に関する経過措置)

三 借家法(大正十年法律第五十号)

(旧借地法の効力に関する経過措置)

三 借家法(大正十年法律第五十号)

(旧借地法の効力に関する経過措置)

(昭和三十一年法律第百三十八号)第九条第二項の規定の適用については、前条の規定による廃止前の借地法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(経過措置の原則)

第四条 この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、附則第二条の規定による廃止前の建物保護に関する法律、借地法及び借家法の規定により生じた効力を妨げない。

(借地上の建物の朽廃に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に設定された借地権に

(費用の裁判の特例)

第五十四条 民事訴訟法第百四条(第一項中同法第八十九条から第九十四条までの規定を準用する部分を除く)の規定は、第十九条第四項(同条第七項並びに第二十条第二項及び第五項において準用する場合を含む)の場合に準用する。

(借地契約の更新に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に設定された借地権に保有する契約の更新に関しては、なお從前の例による。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建物の再築による借地権の期間の延長に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に設定された借地権について、その借地権の目的である土地の上の建物の滅失後の建物の築造による借地権の期間の延長に関しては、なお從前の例による。

2 第八条の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

(借地権の対抗力に関する経過措置)

第八条 第十条第二項の規定は、この法律の施行前に借地権の目的である土地の上の建物の滅失があった場合には、適用しない。

(建物買取請求権に関する経過措置)

第九条 第十三条第二項の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

(借地権の更新に関する経過措置)

2 第十三条第三項の規定は、この法律の施行前に設定された転借地権については、適用しない。

(借地条件の変更に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした申立てに係る借地条件の変更の事件については、なお從前の例による。

(借地契約の更新後の建物の再築の許可の裁判に関する経過措置)

第十二条 第十八条の規定は、この法律の施行前に設定された借地権については、適用しない。

別表第一の二三の項中「借地法第十四条ノ二」を「借地借家法第四十一条」に、「借地法第八条ノ二第二項」を「借地借家法第十七条第一項」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第二十五条 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条」を「借地借家法(平成三年法律第二号)第一条第一号」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二十六条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条」を「借地借家法(平成三年法律第二号)第一条第一号」に改める。

(農地組合法の一部改正)

第二十七条 農地組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「借地法(大正十年法律第四十九号)」を「借地借家法(平成三年法律第二号)」に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十八条 地価税法(平成二年法律第一部を次のように改正する。

第二条第三号中「借地法(大正十年法律第四十九号)第一条(借地権の定義)」を「借地借家法(平成二年法律第二号)第一条(地代若しくは土地の借賃の額)」に改める。

成三年法律第 号)第一条第一号(定義)」に改める。

〔別紙〕

借地借家法案に対する附帯決議

政府は、本法が国民の日常生活と密接不可分の関係にある極めて重要なものであることにかんがみ、その施行に当たり、次の諸点について、遺漏なきよう万全の措置を講すべきである。

一 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二 いわゆる社会的弱者保護のため、土地・住宅政策を更に積極的に推進し、土地・住宅が安定的に供給されるよう所要の措置を講ずること。

三 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

四 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

五 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

六 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

七 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

八 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

九 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十一 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十二 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十三 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十四 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十五 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十六 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十七 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十八 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

十九 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二十 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二十一 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二十二 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二十三 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二十四 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二十五 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

二十六 借地・借家関係に関する紛争を未然に防止するため、国民に対し、本法の趣旨及び内容、とりわけ既存の借地・借家関係の更新等には適用されない旨の周知徹底を図ること。

賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをすることがなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。

ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

（地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条例）

第二十四条の三 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間の合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調停書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

3 改正後の第二十四条の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求又は同法第三十二条の建物の賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお從前の例によること。

十一條の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお從前の例によること。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に訴えが提起された場合には、（経過措置）

2 おける借地借家法(平成二年法律第二号)第

二条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお從前の例によること。

2 この法律の施行前に訴えが提起された場合には、（経過措置）

2 おける借地借家法(平成二年法律第二号)第

二条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお從前の例によること。

議案の目的及び要旨

本案は、宅地の地代・借賃及び建物の借賃

は、当事者の合意により定めるのが原則であ

り、その後の事情変更による増減も、本来は當

事者の合意によりすることが望ましいものであ

ること、また、この点をめぐる紛争の解決を直

ちに通常の民事訴訟手続によらしめることは、この紛争の本質から見て、迅速さに欠けるところがあること等にかんがみ、民事調停法の一部を改正し、宅地の地代・借賃及び建物の借賃についての紛争を調停をもつて迅速かつ適正に解決することを促そうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地代及び借賃についての紛争がある場合に、原則として調停を経なければ訴訟を提起することができないとする調停前置主義をとることとする。
- 2 当事者間に調停委員会の決定に従う旨の書面による合意があるときは、その決定により紛争を最終的に解決する制度を新たに設けることとする。

一 請求の修正調停理由

本案は、地代家賃の額の増減請求の事件について、調停手続の積極的な活用により適正かつ迅速な解決を図るため、調停前置の制度及び調停委員会が調停条項を定める制度を設けようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、調停委員会の決定に従う旨の当事者間の書面による合意は、調停の申立てになされたものに限る旨の規定等を追加することとし、併せてこの規定が商事の紛争に関する調停事件等に準用されることに伴う所要の経過措置を講ずる旨の規定を追加する必要があるので、本案は別紙のとおり修正調停すべきものと認決した次第である。

右報告する。

平成三年九月十日

衆議院議長 櫻内 義雄殿 法務委員長 伊藤 公介

平成三年九月十一日 衆議院会議録第七号 民事調停法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔別紙〕

(小字は修正)

ちに通常の民事訴訟手続によらしめることは、この紛争の本質から見て、迅速さに欠けるところがあること等にかんがみ、民事調停法の一部を改正し、宅地の地代・借賃及び建物の借賃についての紛争を調停をもつて迅速かつ適正に解決することを促そうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地代・借賃増減請求事件の調停の前置(地代・借賃増減請求事件の調停の前置)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二 借地借家法(平成三年法律第

号) 第十一条の地代若しくは土地の借賃の

額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借

賃の額の増減の請求に係る事件について訴え

を提起しようとする者は、まず調停の申立てを

しなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

(地代・借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項)

3 改正後の第二十四条の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求に係る調停事件についても、適用する。

4 商事の紛争に関する調停事件又は農業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件(この法律の施行前に改正前の第三十三条において準用する場合を除むべく)に規定する書面による合意(○があるときは、申立てによりされたものに限る)があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、

停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第三十一条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第二章第一節中第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十三条中「第二十七条から第三十一条まで」を「第二十四条の三及び第二十七条から第三十条まで」と、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第三十二条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第三十三条中「第二十七条から第三十一条まで」を「第二十四条の三及び第二十七条から第三十条まで」と、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第三十四条 第二十四条の三の規定は、公

布の日から起算して一年を超えない範囲内

に政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則

第三十五条 第二十四条の三の規定は、公

布の日から起算して一年を超

えない範囲内に政令で定める日から施行す

る。

(経過措置)

第三十六条 第二十四条の三の規定は、この法律の施行前に訴えが提起された場合に

おける借地借家法(平成三年法律第

号)第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の

請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増

減の請求の事件に関する場合は、なお従前の例によ

る。

第三十七条 第二十四条の三の規定は、この法律の施行前に裁判所に係属している前項の請

求に係る調停事件についても、適用する。

第三十八条 第二十四条の三の規定は、この法律の施行前に改正前の第三十三条第一項(改正前の第三十三条において準用する場合を除むべく)に規定する書面による合意がされているものについては、なお従前の例による。

官 報 (号外)

平成三年九月十一日 衆議院会議録第七号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物

発行所
〒105 東京都港区虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定価 本号一部
税 六円を含む
一一六円